

令和6年度（2024年度）第3回東海市男女共同参画審議会 次第

日 時 令和7年（2025年）1月22日（水）
午後2時

場 所 東海市役所603会議室（6階）

1 開会

2 委員紹介

3 会長の選出及び職務代理者の指名

4 議題

(1) 「男女共同参画プランⅢ」の取組み状況について【資料1】

(2) （仮称）男女共同参画プランⅣについて

ア 骨子案について【資料2】

イ 施策体系案について【資料3】

ウ 成果指標案について【資料4】

エ （仮称）男女共同参画プランⅣの基準値アンケート等の実施案について【資料5】

5 その他

(1) 【当日配布】参考資料等

ア 共同参画（Number185）

イ その他（カエル！ジャパン通信）



(2) 令和7年度（2025年度）第1回東海市男女共同参画審議会の開催予定

令和7年（2025年）6月

6 閉会

「男女共同参画プランⅢ」の取組み状況

基本目標1		だれもが多様な生き方・働き方を選択できている		施策1	男女ともに子育て・介護がしやすい環境の整備						
キーワード	事業名	主管課	事業内容	活動結果				活動予定			
				令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)		
仕事と子育ての両立支援	主な事業	病児・病後児保育	知多市と共同で、子どもが病気で保護者の就労等のため、家庭での保育や集団保育ができない場合、当面の症状の急変が認められないとき、公立西知多総合病院の院内保育所に併設した病児・病後児保育室で児童を預かる(平成27年(2015年)5月事業開始) ・利用料 3,000円/日	・登録者数 910人 ・利用者数 42人	・登録者数 1,085人 ・利用者数 126人	・登録者数 1,110人 ・利用者数 88人	・登録者数 1,231人 ・利用者数 166人	継続	継続		
		3歳未満児保育	0歳児は市立12保育園及び全私立保育所等で保育を実施する 1・2歳児は全保育所等で保育を実施する	・3月末在籍数(公私合計) 0歳児 198人 1歳児 357人 2歳児 466人	・3月末在籍数(公私合計) 0歳児 203人 1歳児 392人 2歳児 440人	・3月末在籍数(公私合計) 0歳児 196人 1歳児 366人 2歳児 474人 【拡大】 私立小規模保育事業1園が4月に開所し、0～2歳児保育を実施 私立認定こども園で1・2歳児の受入れ人数を増加	・3月末在籍数(公私合計) 0歳児 188人 1歳児 389人 2歳児 449人 【拡大】 私立保育所1園が4月に開所し、0～2歳児保育を実施	【拡大】 私立保育所1園が4月に開所し、0～2歳児保育を実施	継続		
		放課後児童健全育成事業	こども課	東海市内に開設された民間の団体が行う放課後児童クラブの運営に要する経費に対して補助する ・クラブ数 2クラブ ・補助割合 給与(常勤・非常勤等の給与)、福利厚生費(社会保険)、家賃・借地料、光熱水費、事務費(消耗品費、通信費、施設維持管理費、ボランティア保険等)、行事費等の100%以内	運営経費補助 ・対象 1団体4クラブ ・補助額 39,324,080円 【拡大】 対象団体3→4団体 既存3団体は障害児受入事業実施	運営経費補助 ・対象 1団体4クラブ ・補助額 31,419,663円 【拡大】 前年度に新設されたクラブの障害児受入事業実施に伴う補助	運営経費補助 ・対象 1団体4クラブ ・補助額 34,938,160円	運営経費補助 ・対象 1団体4クラブ ・補助額 36,497,900円	継続	継続	
			社会教育課	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校1年生～6年生までの児童を対象に、学校の授業終了後に適切な遊び及び生活の場の提供と学習支援を行うことで、児童を健全に育成する ・利用料 3,000円/月(4年生～6年生)、1～3年生無料	・年度平均登録児童数 2,366人 ・年度月平均利用人数 631人	・年度平均登録児童数 2,205人 ・年度月平均利用人数 660人	・年度平均登録児童数 2,203人 ・年度月平均利用人数 767人	・年度平均登録児童数 2,235人 ・年度月平均利用人数 818人	継続	継続	
	その他事業	保育所等整備補助事業	幼児保育課	保育所等を整備する民間事業者に対し、保育所等整備費を補助する。	補助対象 ・小規模保育事業定員19名×2園 補助額 33,000,000円	補助対象 ・小規模保育事業定員19名×1園 補助額 16,500,000円 ・認定こども園1園のトイレ等の改修(未満児受入増) 補助額 4,207,000円	継続 保育所1園を整備	継続 保育所1園を整備	継続 ただし、令和6年度については、保育所等の整備無し	継続 令和7年度中の整備予定無し	
		早朝・延長保育	幼児保育課	全市立保育園及び全私立保育所等において7時半から19時まで保育を実施し、各園が定めた標準時間保育・短時間保育を超える時間帯において早朝・延長保育を実施 ※利用できる時間は、保護者の就労時間等により必要と認められた時間 【拡大】 私立3保育所等が4月に開所し、早朝・延長保育を実施する	【拡大】 私立2保育所等が4月に開所し、早朝・延長保育を実施	【拡大】 私立小規模保育事業1園が4月に開所し、早朝・延長保育を実施	【拡大】 私立保育所1園が4月に開所し、早朝・延長保育を実施	【拡大】 私立保育所1園が4月に開所し、早朝・延長保育を実施 なお、上述の私立保育所においては、20時までの延長保育を実施	継続		
		一時的保育	幼児保育課	・非定型的保育事業 みどり保育園において保護者の就労形態等により断続的に保育が必要な幼児を1月につき14日以内かつ1週3日以内で預かり保育する ・緊急一時保育 全市立保育園において保護者の疾病等により緊急かつ一時的に保育が必要な幼児を1月につき14日以内において預かり保育する(リフレッシュの理由では2日以内) ・利用料 0・1歳児2,000円 2歳児1,900円 3歳児1,100円 4・5歳児1,000円					→	継続	
	子育て支援の充実	主な事業	幼児一時預かり	こども課	保護者の就労・リフレッシュなどの理由により、子どもを保育できない時に、子育て総合支援センター(平成23年度(2011年度)事業開始)及び南部子育て支援センター(平成26年度(2014年度)事業開始)において、一時的に子どもを預かり保育する ・利用料 700円/時間(1時間以上は350円/30分)	・利用件数 600件 〔総合 550件〕 〔南部 50件〕	・利用件数 617件 〔総合 492件〕 〔南部 125件〕	・利用件数 925件 〔総合 821件〕 〔南部 104件〕	・利用件数 896人 〔総合 729人〕 〔南部 167人〕	継続	継続
			子育て支援センター事業	こども課	3か所の子育て支援センターで、休館日を除く毎日、常設広場として親子が安心して遊べる場を提供し、年齢別広場、育児講座の開催や育児相談を行う	・利用者数 32,340件 〔総合 17,484件〕 〔北部 6,279件〕 〔南部 8,577件〕	・利用者数 37,895件 〔総合 21,040件〕 〔北部 7,663件〕 〔南部 9,192件〕	・利用者数 47,013件 〔総合 27,071件〕 〔北部 9,372件〕 〔南部 10,570件〕	・利用者数 50,674人 〔総合 29,713人〕 〔北部 9,677人〕 〔南部 11,284人〕	継続	継続

キーワード	事業名			活動結果				活動予定	
				令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)
子育て支援の充実	その他事業	子育て支援情報提供事業	こども課	【継続】 有料広告制度により作成している子育て情報ガイドブックは、申込事業所がなかったため、令和2年度については配布しない	【縮小】 ※H30年度から開始した子育て情報ガイドブックの配布は有料広告制度による申込事業所がないため廃止			【変更】 ※東海市子育てアプリ「おやこっこ」の導入に伴い、子育てメールマガジンを廃止	【変更】 ※子育て応援情報誌を廃止し、子育てガイドブックを作成する
		ファミリーサポートセンター事業	こども課	【変更】 ・利用料 1時間 平日600円、土日祝700円				→	継続
		ママ応援事業(訪問型子育て支援事業)	こども課	平成29年(2017年)8月～ 出産後から満1歳までの子どもがいる家庭を対象に、有償ボランティアが訪問し、親に寄り添いながら一緒に育児・家事を行う ・利用料800円/時間				→	継続
		新生児訪問事業	健康推進課	乳児のいる全ての家庭に、保健師、助産師、看護師が訪問し、発育、栄養、育児等に関し適切な保健指導を行う				→	継続
		2か月児教室	健康推進課	子育ての最初の時期におこる育児不安や孤立感に対し、情報提供と保護者間交流を行う 【廃止】平成30年度(2018年度) 月齢に限らず、乳児期初期の子どもを持つ母親が自由に来所し、育児相談・母乳相談及び母同士の交流を行うことができるベビーサロンを毎週開催することにしたため					
		ベビーサロン	健康推進課	産前産後の十分な家事、育児の援助が得られず、心身の不調がある母子に対して、心身のケア、育児のサポート、母乳ケア、母親同士の交流を行い、産後安心した子育てをすすめるため、しあわせ村、公立西知多総合病院にて実施			【拡大】 対象を赤ちゃんの保護者、妊婦とそのパートナーに拡大	【変更】 実施場所のうち公立西知多総合病院を加木屋市民館に変更	継続
		妊娠出産子育てに関する支援	健康推進課	【平成29年度(2017年度)開始事業】 妊娠届出の際の個別面接、支援プランの作成、妊娠中からの支援、医療機関等との連携を実施。 ＜産後ケア事業＞ 宿泊型と日帰り型を補助事業として実施 ＜産前産後サポート事業＞ アウトリーチ型(訪問型)と、日帰り型としてベビーサロンをしあわせ村と公立西知多総合病院で実施			【拡大】 産後ケア事業で多胎児加算を創設	【拡大】 産後ケア事業でアウトリーチを創設 【変更】 産前産後サポート事業の日帰り型のベビーサロンの実施場所のうち、公立西知多総合病院を加木屋市民館に変更	継続
		子ども医療費の助成	国保課	0歳児から中学校卒業(15歳になる年度の末日)までの子どもを対象に、医療費(保険診療分)の自己負担額を助成する	【拡大】 中学生以下の通院・入院医療費(保険診療分)の自己負担額、16歳になる年度の初日から18歳になる年度の末日までの子ども及び、19歳になる年度の初日から24歳になる年度の末日までの学生の入院医療費(保険診療分)の自己負担額を助成する	【拡大】 高校生以下の通院・入院医療費(保険診療分)の自己負担額、19歳になる年度の初日から24歳になる年度の末日までの学生の入院医療費(保険診療分)の自己負担額を助成する		→	継続
		不妊治療費の助成	国保課	不妊治療を受けている夫婦に対し、治療に要する費用を助成する ・不妊検査・不妊治療・人工授精 自己負担額を2年間助成 ・特定不妊治療 自己負担額に対し、治療内容等により最大20万円を助成 補助回数は年齢によって異なる(所得・年齢制限あり)	【拡大】 所得制限の廃止 事実婚への対象者拡大	【変更】 不妊治療を受けている夫婦等に対して、保険適用となる治療費(不妊検査、一般不妊治療、体外受精、顕微授精等)につき年間上限で30万円を支給する		→	継続
		不育症治療費の助成	国保課	不育症治療を受けている夫婦に対し、治療に要する費用を助成する。(平成28年(2016年)7月から開始) ・対象となる不育症治療等 指定医療機関において受けた、保険適用外の不育症の治療及び検査 ・助成金額 1治療期間(治療開始～出産等による治療終了まで)ごとに上限30万円	【拡大】 所得制限の廃止 事実婚への対象者拡大			→	継続
		妊産婦・乳児健康診査費等の助成	国保課	[妊婦医療費助成] 母子健康手帳の交付を受けている妊婦に対し、健やかな児童の出生を図るために必要な医療費(保険診療分)の自己負担額を助成する				→	継続
			健康推進課	里帰り出産などの理由で県内の委託医療機関で受診することができず、県外の医療機関で受診した場合の費用を補助する(妊婦健診14回、産後健診1回)		【拡大】 多胎妊婦健康診査を5回追加	→	【拡大】 初回産科受診料支援事業を開始	
		育児休業中の子育て支援事業	こども課	初めて子育てをする育児休業中の親に対して、育児や職場復帰に対する不安を軽減するための講座を開催する(平成28年度(2016年度)から講座数を5回から7回へ変更) ・対象者 第1子出生の育児休業中の母親又は父親 ・人数 40人(20人を2回) ・開催回数 2回(7回の連続講座)				→	【変更】 ・対象者 市内在住在勤で職場復帰を目指す子育て中の方やそのパートナー ・開催回数 2回(6回の連続講座)

キーワード	事業名		主管課	事業内容	活動結果				活動予定	
					令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)
介護支援の充実	主な事業	企業向け介護研修	高齢者支援課	働きながら介護を行っている家族や将来介護を行う可能性がある家族に対し、介護のコツや社会制度を紹介することにより、様々なサービスを利用しながら介護の負担を軽減するための講座を開催する ・講座回数 3回 【廃止】平成30年度(2018年度) 企業に限定せず市全体に展開するため。						
		認知症総合相談	高齢者支援課	認知症カフェにおいて、認知症の方やその家族の面接相談を行う(土日) 地域包括支援センターをはじめ、関係機関と連携を図り、必要に応じて相談者を社会資源や認知症対策事業につなげる	相談件数 88件	相談件数 81件	相談件数 65件	相談件数 61件	継続	継続
	その他事業	認知症出前講座	高齢者支援課	認知症に関する知識をもつことで、正しい理解を促し、啓発を図る ・5人以上で開催(各種団体、小中学校等)					→	継続
		家族支援プログラム	高齢者支援課	初期から中期の認知症の方を介護する家族向けの講座 ・開催回数 月1回開催で計6回(7～12月)					→	継続

基本目標1		だれもが多様な生き方・働き方を選択できている		施策2	ワーク・ライフ・バランスの推進					
キーワード	事業名		主管課	事業内容	活動結果				活動予定	
					令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)
働きやすい職場づくり	主な事業	事業所アンケート	市民協働課	男女共同参画に関する取組み状況把握のため、市内の従業員30人以上の全事業所にアンケート調査を実施(平成17年度(2005年度))から毎年実施)	・対象 132社 ・回収率 53.0%	・対象 134社 ・回収率 52.2%	・対象 136社 ・回収率 41.2%	・対象 136社 ・回収率 50.0%	継続	継続
		ファミリー・フレンドリー企業(登録制度の啓発)	商工労政課	ファミリーフレンドリー企業などの情報の収集・提供	ファミリー・フレンドリー企業の啓発パンフレットを窓口を設置し、市内事業所に対し啓発を実施	ファミリー・フレンドリー企業の啓発パンフレットを窓口を設置し、市内事業所に対し啓発を実施	ファミリー・フレンドリー企業の啓発パンフレットを窓口を設置し、市内事業所に対し啓発を実施	ファミリー・フレンドリー企業の啓発パンフレットを窓口を設置し、市内事業所に対し啓発を実施	ファミリー・フレンドリー企業の啓発パンフレットを窓口を設置し、市内事業所に対し啓発を実施	継続
	その他事業	事業所への情報提供	市民協働課	事業所アンケートの結果送付 平成21年度(2009年度)から男女共同参画情報誌の送付					→	継続
			商工労政課	各種啓発誌等の送付等					→	継続
		事業所との情報交換	商工労政課	定期的な企業訪問による情報交換					→	継続
男性の家庭生活への参画促進	主な事業	妊娠期家庭教育講座	社会教育課	親子のふれあいやしつけ、コミュニケーションの取り方、親となる心構え等への理解を深める講座を開催する ・対象者 初妊婦とその夫 ・開催回数 5回						
		パパ広場	こども課	父としての関わり方や子育ての悩みなどの情報交換の場となる広場を開催する ・対象者 子どもと父親 ・開催回数 2回	・参加者 172人(父59人、母47人、子66人) 【拡大】 ・開催回数 3回	・参加者 89人(父34人、母17人、子38人)	・参加者 122人(父46人、母26人、子50人)	・参加者 96人(父48人、子48人) 【変更】 父と子のみの参加とした	継続	継続
	その他事業	子育てサロンー父親と子のふれあい体験ー	社会教育課	乳児期の家庭教育に対する市民意識の向上、地域の家庭教育力の充実を図るため、父親の育児参加を促す講座を実施する まちづくり協働推進事業 ・対象者 子どもと父親 ・開催回数 4回						
多様な生き方・働き方の支援	主な事業	女性の再就職応援講座	商工労政課	女性の再就職を支援するため、講座等を実施する まちづくり協働推進事業 ・対象者 結婚、出産などを機に退職した経験を持つ女性 ・開催回数 講義講座及び実技講座 4回(平成29年度(2017年度)から5回)	【廃止】 女性の就職支援の見直しを図るため、まちづくり協働推進事業の満了に併せて廃止とする					
		女性の活躍支援講座	市民協働課	地域や職場での女性の活躍を支援するため、仕事と子育て等の両立支援の講座を開催する(平成27年度(2015年度)開始) ・対象者 育休中、育休復帰後の働く女性 ・開催回数 2回	・育休復帰後の女性対象(2回連続講座) 13人 ・管理職の女性対象講座(1回) 17人(オンライン含む)	・育休復帰後の女性対象(2回連続講座)中止 ・働く女性・事業所対象講座(1回) 5人(オンライン含む) 【拡大】 講座の対象者を管理職の女性から働く女性・事業所とした	・育休復帰後の女性対象(2回連続講座)中止 ・働く女性・事業所対象講座(1回) 13人(オンライン含む)	・育休復帰後の女性対象(2回連続講座)延べ21人 ・管理職の女性対象講座(1回) 5人	継続	継続
	その他事業	家族経営協定の啓発(農業者)	農務課	農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやり甲斐を持って経営に参画できる魅力的な経営を目指し、方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決めるもの					→	継続
		ママ・ジョブ・あいち出張相談	商工労政課	過去に出産、育児などで離職し、再就職を考えている女性や、現職に不安や悩みを抱えている女性を支援することを目的として、愛知県及び「あいち子育て女性再就職サポートセンター(通称:ママ・ジョブ・あいち)」と共同で女性向け出張相談を実施するもの。				【新規】 ・再就職等を検討している女性を対象に2回実施 第1回:5名 第2回:2名	継続	継続

基本目標2	だれもが互いに理解・尊重し合っている	施策3	男女共同参画意識の啓発・促進
-------	--------------------	-----	----------------

キーワード	事業名		主管課	事業内容	活動結果				活動予定	
					令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)
市民への普及・啓発	主な事業	男女共同参画情報誌	市民協働課	男女共同参画に関する情報発信として、情報誌の発行をする まちづくり協働推進事業	・発行回数 1回 ・発行部数 6,000部 (A4サイズ8ページ)	・発行回数 1回 ・発行部数 2,000部 (A4サイズ8ページ)	中止	・発行回数 1回 ・発行部数 2,000部 (A4サイズ8ページ)	・発行回数 1回 ・発行部数 1,000部 (A3サイズ見開き両面)	継続
		パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度啓発事業	市民協働課	・同性・異性を問わず、お互いを人生のパートナーとし、相互に協力し合うことにより、共同生活を行うことを約束したパートナーシップの関係であることの宣誓及び、パートナーシップ宣誓者の二人(一方又は双方)の三親等内の近親者も含めて家族として、ファミリーシップ関係を宣誓することができ、市が証明する ・市民や事業者に性的マイノリティに対する理解を深め、お互いの人権を尊重しながら共生できる社会の実現を目指すもの				【新規】	【拡大】 令和6年4月よりパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度として拡大	継続
	その他事業	男女共同参画推進フォーラム	市民協働課	男女共同参画プランⅢを推進するため、意識啓発、周知を図る目的として、市民を対象にフォーラムを開催する(平成18年度(2006年度)から原則3年毎に実施) まちづくり協働推進事業 ・開催時期 平成29年(2017年) 2月12日 ・場所 芸術劇場多目的ホール ・内容 パネルディスカッションと講演						
学習機会の提供	主な事業	男女共同参画啓発講座	市民協働課	男女共同参画に関する意識啓発として、講座を開催する まちづくり協働推進事業 ・対象者 子育て中の人、子育てに興味のある人 ・開催回数 1回	・参加者数 13人 (オンライン含む)	・参加者数 11人 (オンライン含む) 【変更】 対象者:幅広い年齢層	・参加者数 7人 (オンライン含む)	・参加者数 23人 (オンライン含む)	継続	継続
		家庭教育講演会等開催事業	社会教育課	思春期の子どもの悩みや親としての接し方・心構えなどへの基本的理解を深め、子育て中の保護者の悩みを軽減させることを目的に、講演会等を開催する まちづくり協働推進事業 ・対象者 思春期の子どもの保護者 ・開催回数 4回	【廃止】 事業内容を変更して開催するため					
		家庭教育シンポジウム開催事業	社会教育課	家庭教育に関する課題の解決及び家庭教育力の向上を図るため、参加型のシンポジウムを開催する まちづくり協働推進事業 ・対象者 主に思春期の子どもをもつ保護者 ・開催回数 1回 ・内容 基調講演、パネルディスカッション	【新規】 ・参加者数 112人	・参加者数 103人	・参加者数 107人	・参加者数 132人	継続	継続
	その他事業	両親学級	健康推進課	妊娠、出産、育児に関する情報提供と実技等を行うとともに、仲間づくりを進める ・対象者 初妊婦とその夫 ・開催回数 出産予定日ごとに6講座(1回4コース)					→	継続
		妊娠期家庭教育講座	社会教育課	親子のふれあいやしつけ、コミュニケーションの取り方、親となる心構え等への理解を深める講座を開催する ・対象者 初妊婦とその夫 ・開催回数 5回						
		地域のつながりをつくる家庭教育講座	社会教育課	未就学児をもつ保護者同士がつながりを持ち、地域の家庭教育力の向上を図ることを目的とし、実施する まちづくり協働推進事業 ・開催回数 4回						
		家庭教育支援事業	社会教育課	安定した親子関係を築くため、子どもにあった関わり方を早期に学び、子育てに悩む保護者を減らすことができる講座を開催する まちづくり協働推進事業 ・対象者 未就学児をもつ保護者 ・開催回数 4回	・参加者数 延べ83人	・参加者数 延べ47人 (開催回数3回)	・参加者数 延べ57人	・参加者数 延べ65人 (開催回数4回)	継続	【廃止】 他に類似事業が多くあり、また6年間の事業実施により得られた経験や知識を活かして市内児童館・公民館等地域で同様の趣旨の自主事業が開催されているため。
		育児講座	こども課	親と子が育ち合うために、乳幼児期に必要な心と体の発育、発達についての年齢別講座を開催する ・開催回数 3回(平成29年度(2017年度)から2回、平成31年度(2019年度)から1回)					→	継続
子どもへの理解促進	主な事業	赤ちゃんふれあい体験事業	こども課	小中高生及び大学生が、生後6～10箇月の乳児とふれあうことにより命の大切さを知り、親への感謝の気持を再認識し、次代に親となる世代の意識啓発を図る(平成19年度(2007年度)中高生を対象に事業開始平成20年(2008年度)小学生を対象に追加平成27年度(2015年度)大学生を対象に追加) ・対象 小中高生及び大学生1校あたり約20人	【廃止】 実施団体減少のため					
		育児体験	こども課	これから親になる人が実際に子どもと触れ合うことで、子育てに期待をもてるような機会を提供する ・場所 市内0歳児保育実施園	・開催回数 7回 ・体験人数 0人 ※新型コロナウイルス感染症の感染防止の影響により、実施場所を子育て総合支援センターに変更	・開催回数 4回 ・体験人数 6人	・開催回数 5回 ・体験人数 11人	・開催回数 2回 ・体験人数 3人	【変更】 事業名を「初めての子育て支援センター体験会」に変更 ※内容に変更なし	継続

基本目標3	地域・職場などあらゆる場への参画ができている	施策4	政策・方針決定過程への女性の参画拡大
-------	------------------------	-----	--------------------

キーワード	事業名		主管課	事業内容	活動結果				活動予定	
					令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)
政策 女性参画過程への	主な事業	審議会などへの女性委員の登用推進	市民協働課	平成18年度(2006年度) 登用推進方針の策定 平成19年度(2007年度) 登用推進計画の策定 ～平成27年度(2015年度) 登用推進計画による委員選出、毎年推進状況の確認 平成28年度(2016年度)～ 登用推進及び推進状況の確認	登用推進、推進状況の確認 ・登用率 35.1%	登用推進、推進状況の確認 ・登用率 33.7%	登用推進、推進状況の確認 ・登用率 32.5%	登用推進、推進状況の確認 ・登用率 35.2%	継続	継続
	その他事業	市職員の管理職への女性の登用推進	職員課	人事異動において、人事評価を考慮の上、創造性と改革意欲のある女性職員の登用を積極的に推進する。また、キャリア形成支援として、キャリアデザイン研修、女性活躍推進研修等を実施する	→	【変更】 キャリアデザイン研修を、中級後期研修に内容を統合し実施		→	【変更】 女性活躍推進研修は研修内容見直しにより廃止し、性別問わずキャリア形成支援の研修を実施する	継続
方針決定過程への女性参画	主な事業	女性の活躍支援講座	市民協働課	地域や職場での女性の活躍を支援するため、仕事と子育て等の両立支援の講座を開催する(平成27年度(2015年度)開始) ・対象者 育休中、育休復帰後の働く女性 ・開催回数 2回	・育休復帰後の女性対象(2回連続講座) 13人 ・管理職の女性対象講座(1回) 17人 (オンライン含む)	・育休復帰後の女性対象(2回連続講座) 中止 ・働く女性・事業所対象講座(1回) 5人(オンライン含む)	・育休復帰後の女性対象(2回連続講座) 中止 ・働く女性・事業所対象講座(1回) 13人(オンライン含む)	・育休復帰後の女性対象(2回連続講座) 延べ21人 ・管理職の女性対象講座(1回) 5人	継続	継続
		ファミリー・フレンドリー企業(登録制度の啓発)	商工労政課	ファミリーフレンドリー企業などの情報の収集・提供	ファミリー・フレンドリー企業の啓発パンフレットを窓口を設置し、市内事業所に対し啓発を実施	ファミリー・フレンドリー企業の啓発パンフレットを窓口を設置し、市内事業所に対し啓発を実施	ファミリー・フレンドリー企業の啓発パンフレットを窓口を設置し、市内事業所に対し啓発を実施	ファミリー・フレンドリー企業の啓発パンフレットを窓口を設置し、市内事業所に対し啓発を実施	継続	継続
	その他事業	事業所との情報交換	商工労政課	定期的な企業訪問による情報交換					→	継続
		事業所への情報提供	商工労政課	各種啓発誌等の送付等					→	継続

基本目標3		地域・職場などあらゆる場への参画ができている		施策5	地域における男女共同参画の推進					
キーワード	事業名		主管課	事業内容	活動結果				活動予定	
					令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)
地域活動への参画の推進	主な事業	地域まちづくりリーダー資質向上講座	市民協働課	地域活動への参画の意識啓発などを図るため、地域を担う各コミュニティの役員を対象に、まちづくり関係専攻の大学教員による研修会(講演会)を開催する	・参加者数 31人 (オンライン開催のため、女性参加者の数は不明)	・参加者数 42人 (うち女性 5人)	・参加者数 40人 (うち女性 10人)	・参加者数 35人 (うち女性 7人)	継続	継続
		防災リーダーの育成	防災危機管理課	自主防災組織の活性化及び地域防災力の強化を図るため、災害に関する知識や防災活動の技術を習得した地域の実践的リーダーを養成する講座を開催する ・対象者 市内在住・在勤・在学の16歳以上の人 ・開催回数 11回の連続講座	・参加者数 16人 (うち女性 3人)	・参加者数 15人 (うち女性 3人) 【縮小】 開催回数 11回の連続講座 →8回の連続講座	・参加者数 16人 (うち女性 2人)	・参加者数 13人 (うち女性 3人)	継続	継続
	その他事業	市民活動相談	市民協働課	市民活動に関する相談業務を行い、活動のサポートを行う					→	継続
		地域支えあい体制づくり事業	高齢者支援課	東海市内のコミュニティ、町内会、自治会などの地域で、5人以上の仲間が集まって団体を結成し、高齢者の見守り、交流・健康づくり、生きがい創出、地域支援等の地域福祉活動を行う体制を整備する					→	継続
		女性消防団員の育成・支援	消防本部庶務課	地域住民等に対する応急手当、防火思想の普及の推進を図る。また、災害時の後方支援活動を行うため、災害対応力の強化に努める					→	継続
地域における活動・交流の拠点づくり	主な事業	市民活動センターの運営	市民協働課	市民活動の健全な発展を目指し、市民活動団体が、情報収集・交換・学習交流などを行う場所や機会を提供する	情報収集・交換・学習交流などを行う場所や機会を提供	情報収集・交換・学習交流などを行う場所や機会を提供	情報収集・交換・学習交流などを行う場所や機会を提供	情報収集・交換・学習交流などを行う場所や機会を提供	継続	継続
		市民館・公民館の運営	社会教育課	生涯学習・地域づくりの拠点として、地域住民が快適に利用できるよう市民館・公民館の管理運営を行う	・管理運営を実施 ・地域の特性にあった講座や教室、気軽に交流できる場としてサロンカフェを開催	・管理運営を実施 ・地域の特性にあった講座や教室、気軽に交流できる場としてサロンカフェを開催	・管理運営を実施 ・地域の特性にあった講座や教室、気軽に交流できる場としてサロンカフェを開催	・管理運営を実施 ・地域の特性にあった講座や教室、気軽に交流できる場としてサロンカフェを開催	継続	継続
	その他事業	地域まちづくり支援事業	市民協働課	地域と市のパイプ役として、各コミュニティの拠点に担当職員が定時滞在するなどし、地域が抱える課題の解決を図る					→	継続
		コミュニティ事務局員会議	市民協働課	各コミュニティの事務局員(事務局長、書記など)を対象にした会議を開催し、地域活動に関しての意見交換などをする					→	継続
		まちづくり協働推進事業	市民協働課	NPOと行政の協働指針の趣旨に基づいた事業の推進を図るため、NPO法人を含む市民活動団体からの企画、提案を行う					→	継続

基本目標4		だれもが安心して快適に暮らしている		施策6	男女間における暴力の根絶					
キーワード	事業名		主管課	事業内容	活動結果				活動予定	
					令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)
啓発活動の推進	主な事業	広報・啓発活動の推進	市民協働課	ホームページによる啓発、庁舎等の男女トイレにリーフレットの設置	・ホームページ、広報紙、デジタル案内板への掲載 ・庁舎や芸術劇場等の男女トイレにリーフレットを設置 ・市内各駅構内にポスターを掲示				→ 継続	継続
	その他事業	犯罪被害者支援窓口の情報提供	交通防犯課	広告物の配布を行う					→	継続
相談体制の整備	主な事業	女性のための悩みごと相談	社会福祉課	DVや女性が日常生活で直面する悩みの解決を図るための自己回復の足がかりとして、フェミニストカウンセラーによる相談業務を行う ・相談日 月2回 原則第2・4火曜日 ・定員 1回あたり5人(先着順・予約制)	・開催回数 24回(月2回) ・相談件数 実人数 27人、総件数 109件	・開催回数 24回(月2回) ・相談件数 実人数 31人、総件数 108件	・開催回数 24回(月2回) ・相談件数 実人数 28人、総件数 96件	・開催回数 24回(月2回) ・相談件数 実人数 20人、総件数 55件		
		家庭児童相談	こども課	家庭における人間関係の健全化及び児童養育の適正化を図る相談、指導及び援助を行うため、相談員4人を配置し相談業務を行う	・相談件数 285件	相談件数 318件	相談件数 326件	相談件数 402件	継続	継続

基本目標4	だれもが安心して快適に暮らしている	施策7	生涯を通じた健康づくりの推進
-------	-------------------	-----	----------------

キーワード	事業名		主管課	事業内容	活動結果				活動予定	
					令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)
性差に応じた健康支援	主な事業	健康診断・相談・指導の実施	健康推進課	健康教育・健康相談・特定健康診査、特定保健指導・各種がん検診などを実施する	・対象者への個別通知 ・(健診)受診しやすいよう、土曜日や夕方時間帯にも実施 ・託児付き集団健診の実施 ・健診結果に応じた健康相談・保健指導等の実施	・対象者への個別通知 ・(健診)受診しやすいよう、土曜日や夕方時間帯にも実施 ・託児付き集団健診の実施 ・健診結果に応じた健康相談・保健指導等の実施	・対象者への個別通知 ・(健診)受診しやすいよう、土曜日や夕方時間帯にも実施 ・託児付き集団健診の実施 ・健診結果に応じた健康相談・保健指導等の実施	・対象者への個別通知 ・(健診)受診しやすいよう、土曜日や夕方時間帯にも実施 ・託児付き集団健診の実施 ・健診結果に応じた健康相談・保健指導等の実施	継続	継続
		予防接種の実施	健康推進課	風疹症候群等、予防できる病気への感染を防ぐために、妊婦の夫、妊娠を希望する女性及びその夫に風しん予防接種もしくは麻しん風しん混合予防接種への補助を行う	(3月31日現在) ・補助件数 88件	(3月31日現在) ・補助件数 83件	(3月31日現在) ・補助件数 73件	(3月31日現在) ・補助件数 102件	継続	継続
		抗体価検査及び予防接種の実施	健康推進課	風疹症候群等、予防できる病気への感染を防ぐために、特定の年齢の男性に対して風しん抗体価検査を実施し、風しん予防接種もしくは麻しん風しん混合予防接種を行う	・抗体検査件数 2,559件 ・予防接種件数 453件	・抗体検査件数 1,163件 ・予防接種件数 220件	・抗体検査件数 367件 ・予防接種件数 63件	・抗体検査件数 310件 ・予防接種件数 44件	継続	【廃止】 国の実施する風しんの追加的対策の実施期間が令和6年度で終了するため。並びに、対象年代の方の検査及び接種が順調に進み、一定の効果が得られたため。
	その他事業	フレッシュ健康診査	健康推進課	自身の健康状態を把握し、生活習慣病などを予防するため、16歳から39歳までの方に健康診査を行う	【新規】 受診者数 413件	受診者数 385件	受診者数 416件	受診者数 401件	継続	継続
		運動・食生活応援メニューの情報提供	健康推進課	しあわせ村トレーニング室及び市民体育館トレーニング室で、個人にあった運動と食生活の健康応援メニューの提供を行う ・提供日 しあわせ村 水・金・土曜日 市民体育館 水曜日					→	継続
妊娠・出産に関する健康支援	主な事業	妊産婦・乳児健康診査費等の助成	国保課	[妊婦医療費助成] 母子健康手帳の交付を受けている妊婦に対し、健やかな児童の出生を図るために必要な医療費(保険診療分)の自己負担額を助成する	(3月31日現在) ・対象者 656人 ・補助件数 延べ903件 ・補助額 11,254,971円	(3月31日現在) ・対象者 690人 ・補助件数 延べ860件 ・補助額 13,112,276円	(3月31日現在) ・対象者 564人 ・補助件数 延べ907件 ・補助額 12,987,730円	(3月31日現在) ・対象者 552人 ・補助件数 延べ907件 ・補助額 8,984,645円	継続	継続
			健康推進課	里帰り出産などの理由で県内の委託医療機関で受診することができず、県外の医療機関で受診した場合の費用を補助する(妊婦健診14回、産後健診1回(平成29年度(2017年度)から2回)、新生児聴覚検査(令和元年度(2019年度)から新規実施)	(3月31日現在) ・補助件数 延べ885件 ・補助額 4,435,025円	(3月31日現在) ・補助件数 延べ744件 ・補助額 3,555,767円	(3月31日現在) ・補助件数 延べ864件 ・補助額 4,336,269円	(3月31日現在) ・補助件数 延べ812件 ・補助額 4,240,265円	【拡大】 初回参加受診料支援事業を開始	【拡大】 乳児1回目一般健康診査の項目を追加し1か月健診として実施
		不妊治療費の助成	国保課	不妊治療を受けている夫婦に対し、治療に要する費用を助成する ・不妊検査・不妊治療・人工授精 自己負担額を2年間助成 ・特定不妊治療 自己負担額に対し、治療内容等により最大20万円を助成 補助回数は年齢によって異なる(所得・年齢制限あり)	(3月31日現在) ・助成件数 延べ1,537件 ・助成額 37,609,349円	(3月31日現在) ・助成件数 延べ1,380件 ・助成額 39,199,411円	(3月31日現在) 【旧制度分(保険適用前)】※経過措置分 ・助成組数 102組 ・助成額 5,930,352円 【新制度分(保険適用後)】 ※R4年4月診療分～R5年2月診療分まで ・助成組数 221組 ・助成額 16,924,156円	(3月31日現在) ・助成件数 延べ212組 ・助成額 22,888,195円	継続	継続
	その他事業	妊娠出産子育てに関する支援	健康推進課	不育症治療を受けている夫婦に対し、治療に要する費用を助成する(平成28年(2016年)7月開始) ・対象となる不育症治療等 指定医療機関において受けた、保険適用外の不育症の治療及び検査 ・助成金額 1治療期間(治療開始～出産等による治療終了まで)ごとに上限30万円	(3月31日現在) ・助成件数 0件 ・助成額 0円	(3月31日現在) ・助成件数 0件 ・助成額 0円 【拡大】 所得制限の廃止 事実婚への対象者拡大	(3月31日現在) ・助成件数 0件 ・助成額 0円	(3月31日現在) ・助成件数 1件 ・助成額 124,540円	継続	継続
				【平成29年度(2017年度)開始事業】 妊娠届出の際の個別面接、支援プランの作成、妊娠中からの支援、医療機関等との連携を実施。 ＜産後ケア事業＞ 宿泊型と日帰り型を補助事業として実施 ＜産前産後サポート事業＞ アウトリーチ型(訪問型)と、日帰り型としてベビーサロンをしあわせ村と公立西知多総合病院で実施			→	【拡大】 子育てアプリの開始	【拡大】 産後ケア事業でアウトリーチを創設 【変更】 産前産後サポート事業の日帰り型のベビーサロンの実施場所のうち、公立西知多総合病院を加木屋市民館に変更	継続

基本目標4	だれもが安心して快適に暮らしている	施策8	自立した活動のための環境づくりの推進
-------	-------------------	-----	--------------------

キーワード	事業名		主管課	事業内容	活動結果				活動予定	
					令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)
自立のための就業等支援	主な事業	母子家庭等自立支援事業	こども課	就業につながる能力開発の取り組みを支援し、母子家庭の自立の促進を図るため、自立支援教育訓練給付金や高等職業訓練促進給付金を支給する	・対象者 4人 ・支給金額 3,560,729円	・対象者 5人 ・支給金額 2,514,190円	・対象者 8人 ・支給金額 4,348,920円	・対象者 6人 ・支給金額 5,514,500円	継続	継続
		女性の再就職応援講座	商工労政課	女性の再就職を支援するため、講座等を実施する まちづくり協働推進事業 ・対象者 結婚、出産などを機に退職した経験を持つ女性 ・開催回数 講義講座及び実技講座 4回（平成29年度(2017年度)から5回）	【廃止】 女性の就職支援の見直しを図るため、まちづくり協働推進事業満了に併せて廃止する					
	その他事業	児童扶養手当	こども課	ひとり親家庭等の生活の安定を図るため、児童扶養手当法に基づき、受給者の所得に応じて児童扶養手当を支給する					→	継続
		女性のための悩みごと相談	社会福祉課	DVや女性が日常生活で直面する悩みの解決を図るための自己回復の足がかりとして、フェミニストカウンセラーによる相談業務を行う ・相談日 月2回 原則第2・4火曜日 ・定員 1回あたり5人(先着順・予約制)					→	継続

東海市男女共同参画プランⅣ（仮称） 骨子案

令和 8 年度（2026 年度）～令和 17 年度（2035 年度）

令和 6 年（2024 年）12 月 24 日時点

東 海 市

はじめに

【今後記述】

目次

第1章 計画策定の背景.....	1
1 世界・国・愛知県及び東海市の動き	1
(1) 世界の取り組み	1
(2) 国の取り組み	1
(3) 愛知県の取り組み	3
(4) 東海市の取り組み	3
2 東海市の現状	5
(1) 人口等の状況	5
(2) 世帯の状況	6
(3) 就労の状況	7
(4) 女性の就労の状況	8
(5) 女性の参画の状況	9
(6) 市民の男女共同参画に関する意識	10
(7) 市内の事業所の状況	18
第2章 計画の概要.....	21
1 計画策定の趣旨	21
2 計画の名称と位置付け	22
(1) 計画の名称とテーマ	22
(2) 計画の位置付け	22
3 計画の期間と対象	24
(1) 計画の期間	24
(2) 計画の活動主体と対象	24
4 基本理念	25
5 本計画とSDGsの関係	26
6 基本目標	27
7 施策体系	28
第3章 基本目標と施策.....	29
第4章 計画の推進.....	30

第1章 計画策定の背景

1 世界・国・愛知県及び東海市の動き

(1) 世界の取り組み

国際連合では、昭和21年（1946年）に「婦人の地位委員会」を設置し、昭和50年（1975年）を「国際婦人年」と定めて、これに続く10年間を「国連婦人の10年」として「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」、「家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約」を採択されるなど、女性の地位向上のための様々な運動が展開されてきました。

平成27年（2015年）に、国連持続可能な開発サミットにおいて、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、SDGs（持続可能な開発目標）の1つに、ジェンダー平等を実現するための目標を位置付け、誰一人として取り残さないことを目指して取り組むことが宣言されています。

最近の動向としては、令和6年（2024年）に第68回国連女性の地位委員会が開催され、「ジェンダーの視点からの貧困撲滅、機構強化、資金動員によるジェンダー平等達成と女性・女性のエンパワーメントの加速」を優先テーマとして協議等も行われるなど、女性の地位向上を目指した国際的な取り組みは、現在も積極的に進められています。一方、世界経済フォーラムが令和6年（2024年）6月に発表した「ジェンダー・ギャップ指数」（GGI1）では、特に「政治」と「経済」の分野において我が国の男女の格差が大きいことが挙げられるなど、男女共同参画において取り組むべき課題は多く残されています。

(2) 国の取り組み

我が国では、国際婦人年を受けて昭和50年（1975年）に「婦人問題企画推進本部」が設置され、昭和52年（1977年）に「国内行動計画」が策定されました。その後、昭和60年（1985年）に「男女雇用機会均等法」が制定され、同年「女子差別撤廃条約」が批准されました。

平成11年（1999年）には、男女共同参画社会の形成に関する基本理念及び国、地方公共団体及び国民の責務を定めた「男女共同参画社会基本法」が施行され、翌年、同法に基づき男女共同参画社会の実現に向けた施策を示す「第1次男女共同参画基本計画」が策定されました。以降、計画を見直ししながら、男女共同参画社会の実現を目指し、様々な取り組みが進められてきました。

令和2年（2020年）には、新型コロナウイルス感染症拡大を契機に、社会的・政治的・経

済的システムにおける女性の脆弱性が明らかになる中、「第5次男女共同参画基本計画」が策定されました。この計画の中では、男女共同参画社会の実現に向けて取り組みを進めることは、「男女」にとどまらず、年齢も、国籍も、性的指向・性自認（性同一性）に関すること等も含め、幅広く多様な人々を包摂し、全ての人が幸福を感じられる、インクルーシブな社会の実現にもつながるものであるとされました。

令和6年（2024年）には、日常生活または社会生活を営む中で、女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多い状況を改善し、女性の福祉の増進を図るため、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されました。困難な問題を抱える女性が、意思を尊重され、最適な支援を受けられるようにするために、多様な支援を包括的に提供する体制を整備することなどが定められています。

■男女共同参画に関わる近年の国の動き（プランⅢ策定以降）

和暦（西暦）	内容
平成28年 （2016年）	雇用保険法等の一部を改正する法律 公布（平成28年（2016年）から順次施行）
平成30年 （2018年）	政治分野における男女共同参画の推進に関する法律 公布・施行
	働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律 公布 （平成31年（2019年）から順次施行）
令和元年 （2019年）	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律 公布 （令和2年（2020年）施行）
	児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律 公布 （令和2年（2020年）施行）
令和3年 （2021年）	ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律 公布・施行
	政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の一部を改正する法律 公布・施行
	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法を一部改正する法律 公布（令和4年（2022年）から順次施行）
令和4年 （2022年）	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律 公布（令和6年（2024年）施行）
	こども基本法 公布（令和5年（2023年）施行）
令和5年 （2023年）	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律 公布（令和6年（2024年）施行）
	性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律 公布・施行
	刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律 公布・施行（一部規定を除く）
令和6年 （2024年）	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和6年（2024年）順次施行）

（３）愛知県の取り組み

愛知県では、平成１３年（２００１年）３月に、「あいち男女共同参画プラン２１～個性が輝く社会をめざして～」が策定され、平成１４年（２００２年）３月には、男女共同参画社会の実現に向けた県民・事業者・県の取り組みの基本的な方向を明らかにした「愛知県男女共同参画推進条例」が施行されました。

その後、社会経済情勢の変化等を踏まえ、平成１８年（２００６年）に「あいち男女共同参画プラン２１」を改定し、平成２３年（２０１１年）には「あいち男女共同参画プラン２０１１～２０１５」が策定されました。また、平成２８年（２０１６年）には「あいち男女共同参画プラン２０２０～すべての人が輝き、多様性に富んだ活力ある社会をめざして～」が策定され、令和３年（２０２１年）３月には、社会経済情勢の変化や国の「第５次男女共同参画基本計画」の趣旨を踏まえ、新たに「あいち男女共同参画プラン２０２５～すべての人が生涯輝く、多様性に富んだ社会をめざして～」が策定され、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みが進められています。

（４）東海市の取り組み

本市では、女性問題の解決のため、昭和６２年（１９８７年）に各種女性団体の代表者や有識者による「婦人問題懇話会」を設置し、提言された女性問題の市民意識の向上、健康と福祉の充実、社会参加の促進の３項目について審議するとともに、女性問題啓発誌の刊行、女性意識調査の実施、女性のつどいや女性シンポジウムの開催などに取り組んできました。その後、平成５年（１９９３年）には「女性行動計画策定委員会」を組織し、市民と市が協力して男女平等意識の向上、女性の自立と社会参加の促進、女性の健康とやすらぎの向上を基本目標とした女性行動計画「とうかい女性プラン～女と男がともに生きる社会をめざして～」（平成７年度（１９９５年度）～平成１６年度（２００４年度））を策定し、男女共同参画の推進に努めてきました。

平成１５年（２００３年）４月には、市内の女性団体から「とうかい男女共同参画推進条例市民案」が提出されるとともに、平成１６年（２００４年）３月に東海市男女共同参画懇話会から「男女共同参画推進条例の基本的考え方について」の提言を受け、平成１６年（２００４年）９月に、男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、市民・事業者・市の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めた「東海市男女共同参画推進条例」を制定しました。

平成１８年（２００６年）３月には、平等・参画・快適を基本理念とした「東海市男女共同参画プランⅡ～みんなの個性と能力が発揮できるまち とうかい～」を、平成２８年（２０１６年）３月には「東海市男女共同参画プランⅢ～個性を認め合い いきいきと活躍できるまち～」を策定し、市民・事業者・市などが協働して進めること、男女共同参画の各施策について、その進み具合を確認しながら総合的・計画的に推進することなどを基本として、男女共同参画に取り組んできました。

令和５年（２０２３年）４月には、「パートナーシップ宣誓制度」を導入し、令和６年（２０

24年) 4月からは、制度の対象となる者を拡大し、「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」を開始するなど、性別などに関わらずそれぞれの個性を活かし、多様な生き方、働き方ができる社会の実現を目指した取り組みを推進しています。

2 東海市の現状

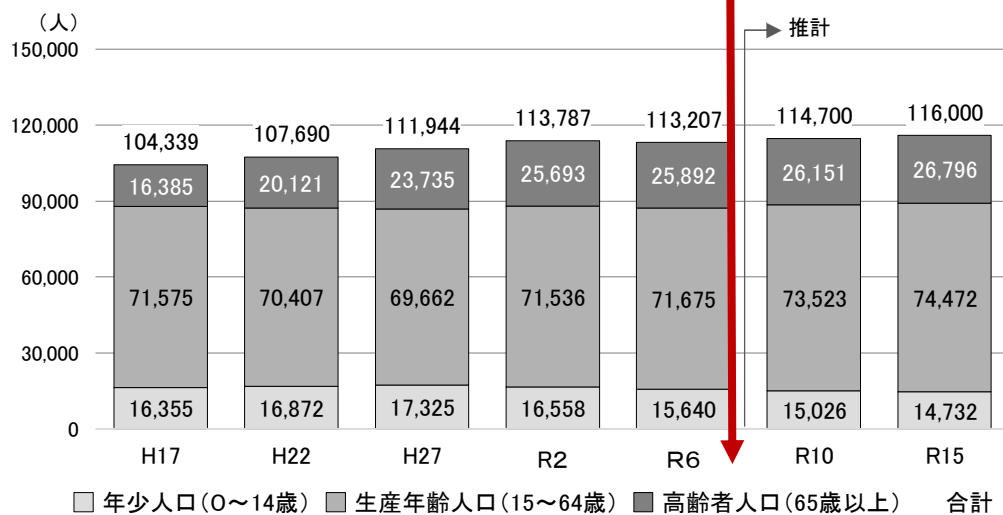
(1) 人口等の状況

本市の人口は、平成30年(2018年)には、115,000人に達しましたが、近年は自然減、転出超過に転じており、令和6年(2024年)4月1日現在で113,207人となっています。年少人口は減少傾向、高齢者人口は増加傾向にあり、少子高齢化が進行しています。

合計特殊出生率は、全国、愛知県と比較して高いものの、出生数とともに減少傾向にあります。

令和2年(2020年)の人口ピラミッドをみると、男女ともに40～49歳の人口が多くなっています。また、25歳から69歳までは女性よりも男性の人口が多くなっていますが、70歳以上では女性の人口が多くなっています。

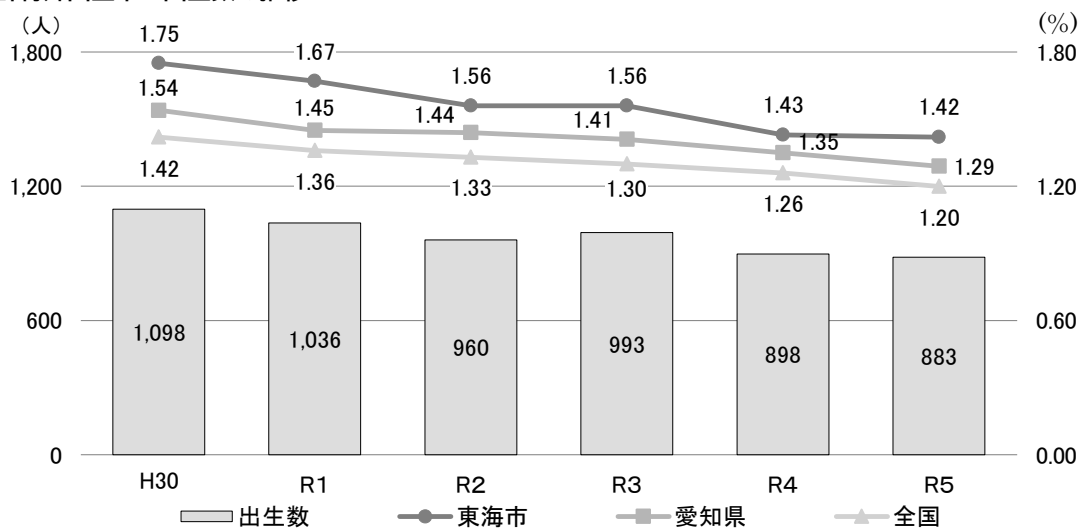
■年齢3区分別人口の推移と推計



※平成27年までの合計には年齢「不詳」を含むため、年齢3区分別人口の計と総数は一致しない。

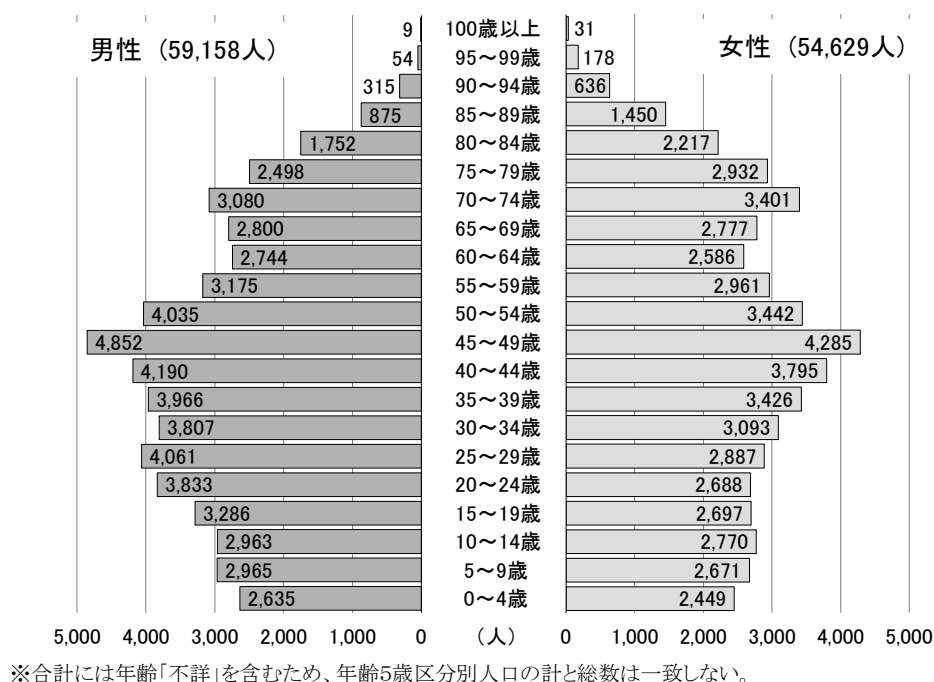
資料: 国勢調査(平成7年～令和2年)、住民基本台帳(令和6年)、第7次総合計画による推計値(令和10年・15年)

■合計特殊出生率・出生数の推移



資料: 合計特殊出生率(愛知県衛生年報、あいちの人口、愛知県の人口動態統計)、出生数(東海市の統計)

■人口ピラミッド（令和2年）



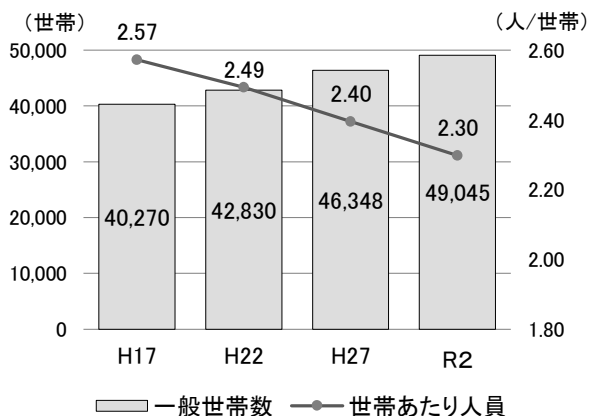
資料：国勢調査（令和2年）

最終的には令和7年3月31日現在の住民基本台帳の数値を使用

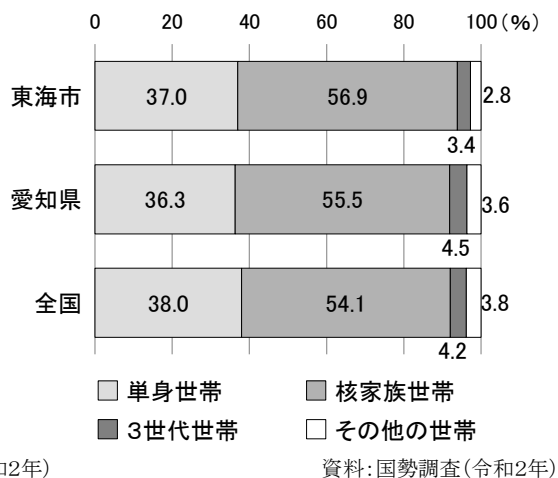
（2）世帯の状況

一般世帯数は増加傾向にあります。世帯あたり人員数は減少しています。世帯構成をみると、全国、愛知県と比較して「核家族世帯」の割合がやや高く、「3世代世帯」の割合が低くなっています。

■一般世帯数と世帯あたり人員数の推移



■世帯構成の比較

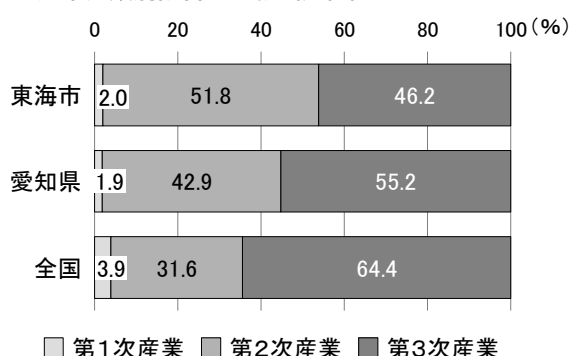


(3) 就労の状況

就業者の産業分類別割合を性別で比較すると、男性に比べて女性は「第3次産業」に従事する割合が高くなっています。全国、愛知県と比較すると、男性は「第2次産業」に従事する割合が高くなっています。

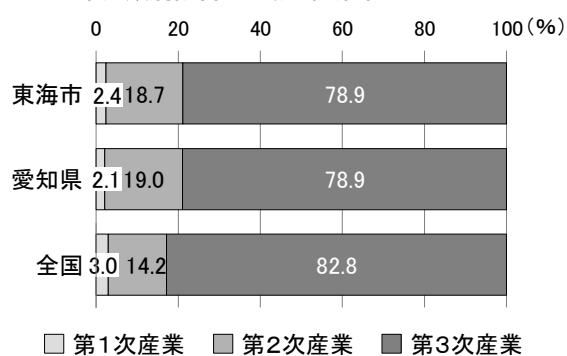
また、雇用者の従業上の地位の割合を性別で比較すると、男性に比べて女性は「パート・アルバイト・その他」といった非正規の就業形態が多いことがうかがえます。全国、愛知県と比較すると、男性では全国、愛知県に比べて「正規の職員・従業員」の割合が高くなっていますが、女性では全国、愛知県よりも低くなっています。

■産業分類別割合の比較（男性）



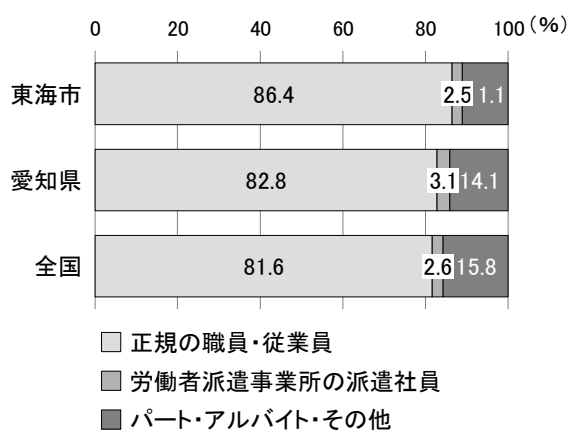
資料:国勢調査(令和2年)

■産業分類別割合の比較（女性）



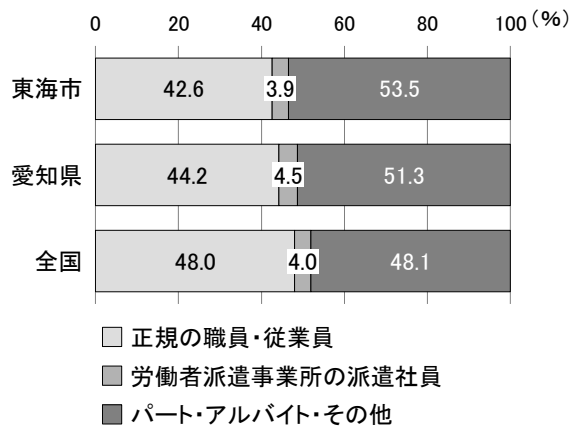
資料:国勢調査(令和2年)

■雇用者の従業上の地位の割合の比較（男性）



資料:国勢調査(令和2年)

■雇用者の従業上の地位の割合の比較（女性）



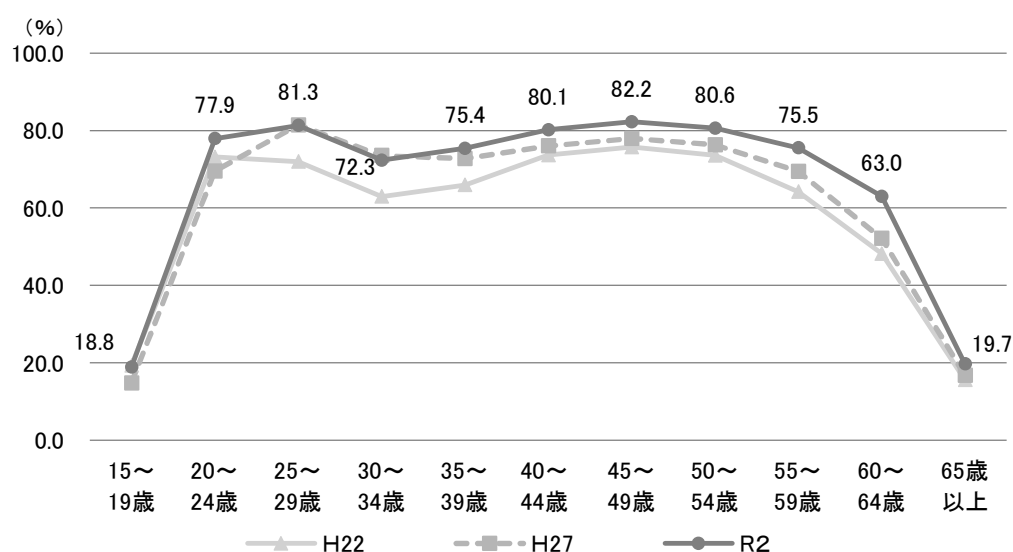
資料:国勢調査(令和2年)

(4) 女性の就労の状況

女性の年齢階級別労働力率は、20歳以上で増加傾向にあり、いわゆるM字カーブの谷は浅くなってきています。

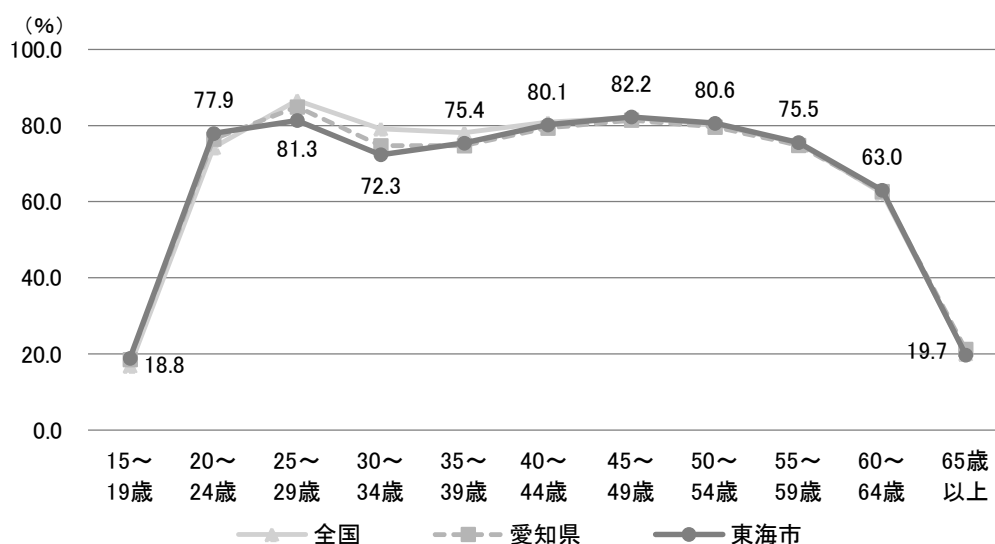
全国、愛知県と比較すると、M字カーブの谷である30～34歳では、全国、愛知県より低くなっていますが、45歳～64歳では、全国、愛知県と同水準となっています。

■女性の年齢階級別労働力率の推移



資料:国勢調査(令和2年)

■女性の年齢階級別労働力率の比較(令和2年)



資料:国勢調査(令和2年)

(5) 女性の参画の状況

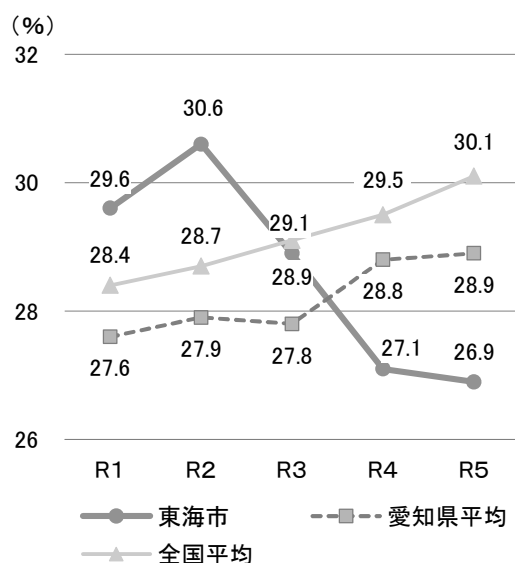
審議会委員に占める女性委員の割合は減少傾向にあり、全国平均、愛知県平均より低くなっています。

市議会議員に占める女性割合は、令和4年（2022年）以降、全国平均、愛知県平均より低くなっています。

防災会議委員に占める女性割合は、全国平均、愛知県平均と同水準となっています。

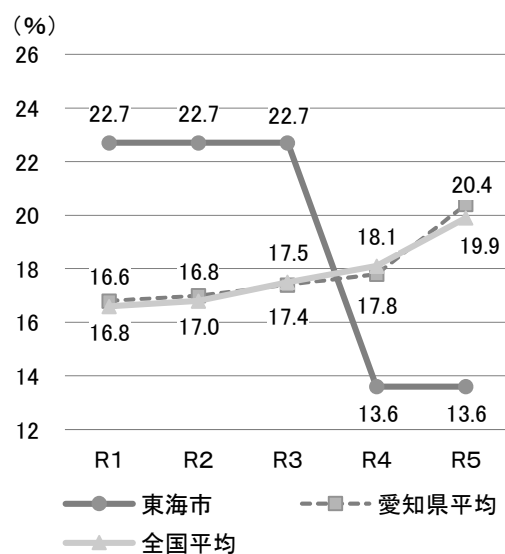
最終的には令和6年の数値も記載

■審議会委員に占める女性委員割合の推移



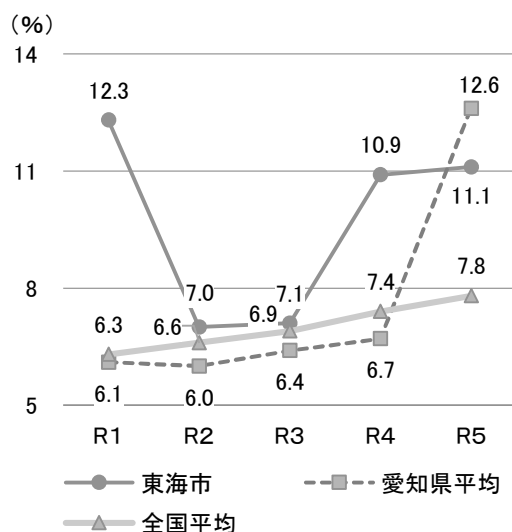
資料：内閣府 市区町村女性参画状況見える化マップ
(各年4月1日時点)

■市議会議員に占める女性割合の推移



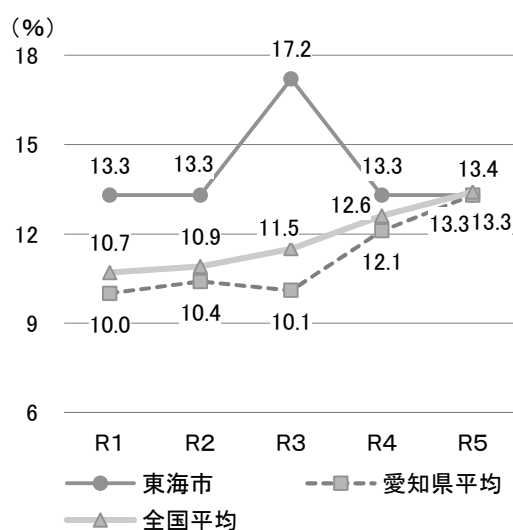
資料：内閣府 市区町村女性参画状況見える化マップ
(各年12月31日時点)

■自治会長に占める女性割合の推移



資料：内閣府 市区町村女性参画状況見える化マップ
(各年4月1日時点)

■防災会議委員に占める女性割合の推移



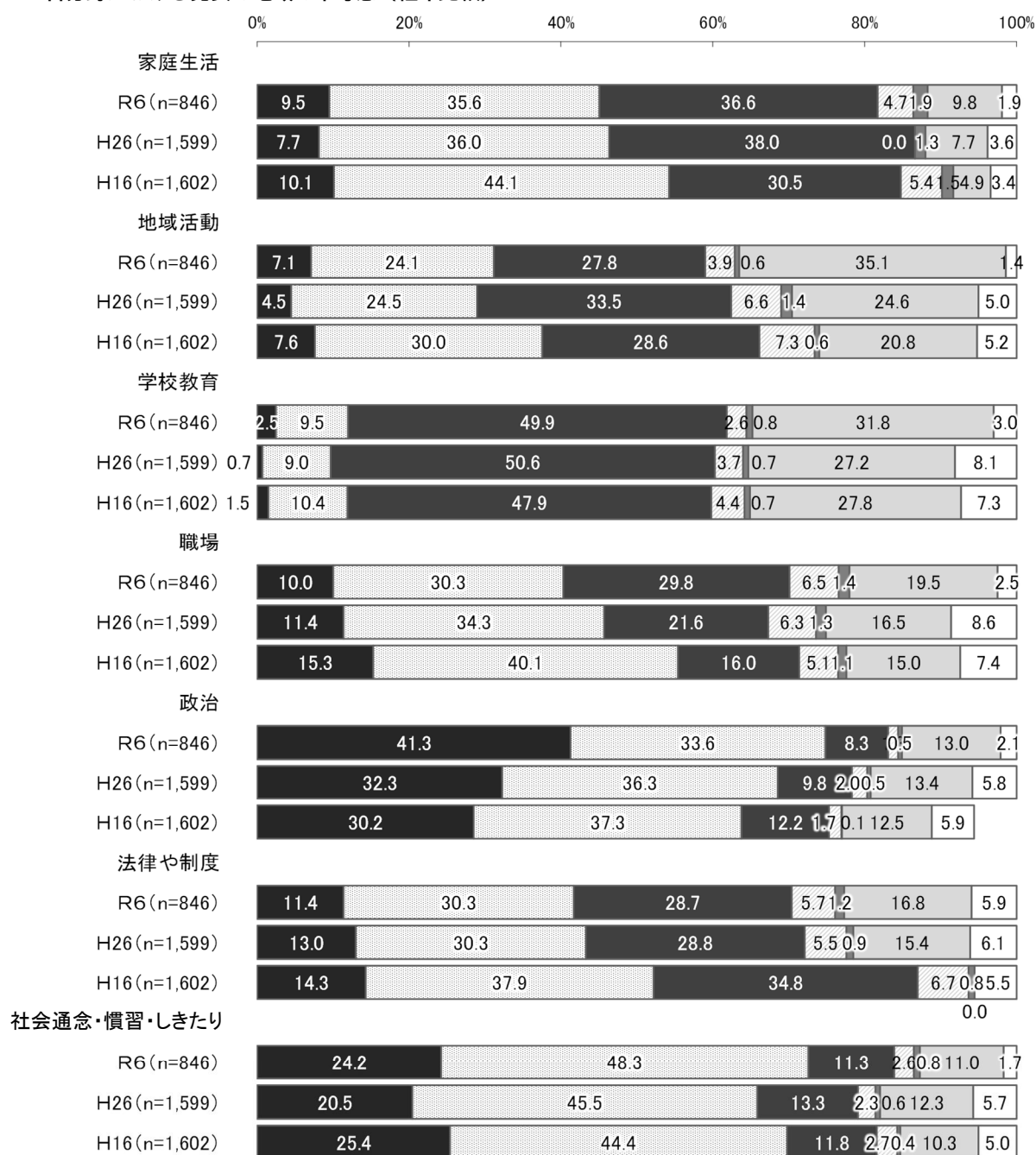
資料：内閣府 市区町村女性参画状況見える化マップ
(各年4月1日時点)

(6) 市民の男女共同参画に関する意識

① 男女の地位の平等感について

男女の地位の平等感について、「学校教育」で「平等である」が最も高く、「家庭生活」「地域活動」「職場」「政治」「法律や制度」「社会通念・慣習・しきたり」では、『男性優遇』（「男性が非常に優遇されている」と「男性がやや優遇されている」の合計）が最も高くなっています。経年で比較すると、「家庭生活」「職場」「法律や制度」では年々『男性優遇』が緩和されていますが、「政治」では年々強まっています。

■各分野における男女の地域の平等感（経年比較）



■ 男性が非常に優遇されている □ 男性がやや優遇されている ■ 平等である
 □ 女性がやや優遇されている ■ 女性が非常に優遇されている □ わからない
 □ 不明・無回答

資料：東海市 男女共同参画に関する意識調査

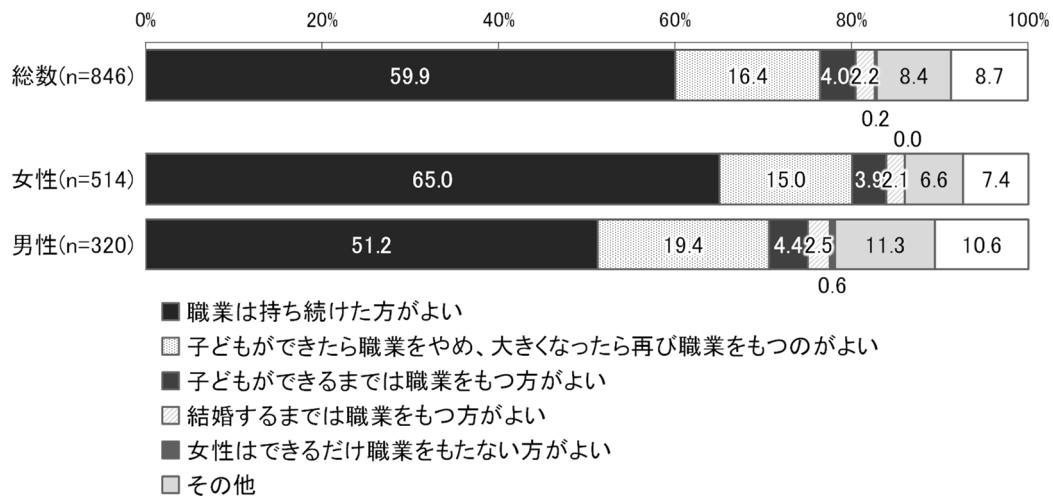
② 女性が職業をもつことについて

女性が職業をもつことについて、「職業は持ち続けた方がよい」が最も高くなっています。性別でみると、女性と比較して男性で「職業は持ち続けた方がよい」が低く、「子どもができれば職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつのがよい」が高くなっています。

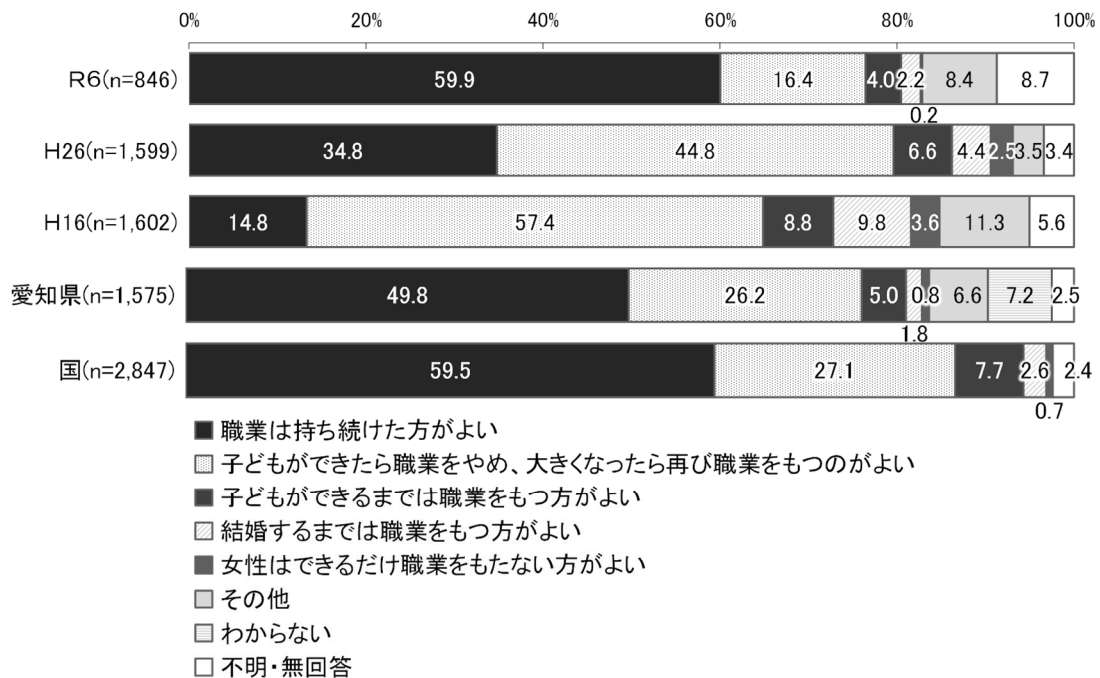
経年で比較すると、「職業は持ち続けた方がよい」が増加し、それ以外の考え方はそれぞれ減少しています。

国や愛知県と比較すると、「職業は持ち続けた方がよい」は愛知県よりも高く、国とは同水準となっています。

■女性が職業をもつことに対する考え



■女性が職業をもつことに対する考え（経年、愛知県・国との比較）



愛知県: 令和4年度県政世論調査(愛知県、令和4年7月調査)

国: 男女共同参画社会に関する世論調査(内閣府男女共同参画局、令和4年11月～令和5年1月調査)

資料: 東海市 男女共同参画に関する意識調査

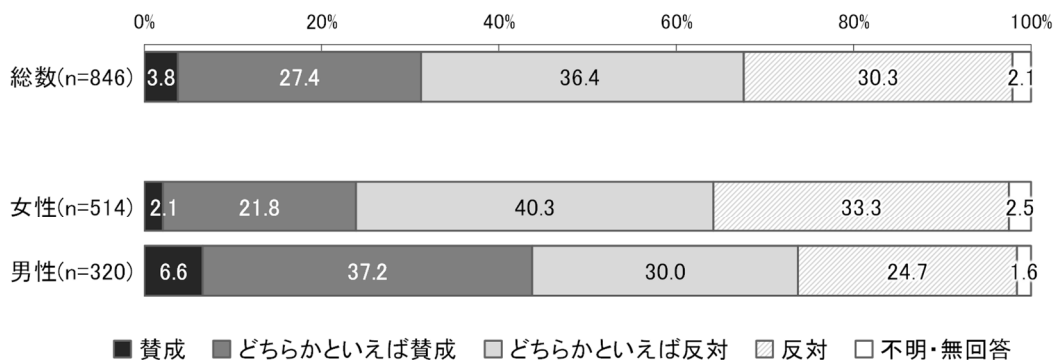
③ 固定的役割分担意識について

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方について、『賛成派』（「賛成」と「どちらかといえば賛成」の合計）が31.2%、『反対派』（「どちらかといえば反対」と「反対」の合計）が66.7%となっており、『反対派』が『賛成派』を上回っています。性別でみると、女性と比較して男性で『賛成派』が約20ポイント上回っています。

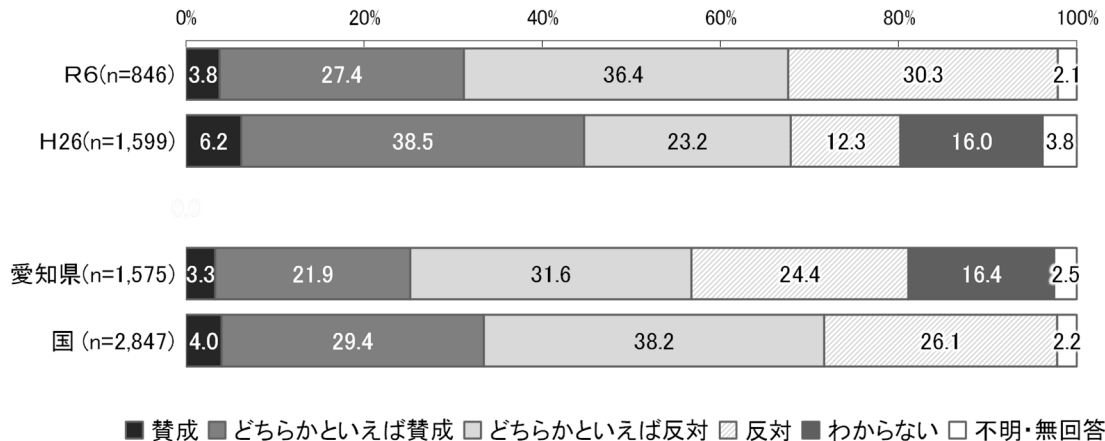
経年で比較すると、『賛成派』が減少し、『反対派』が増加しています。

愛知県や国と比較すると、『賛成派』は愛知県よりもやや高く、国とは同水準となっています。

■「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方に対する意識



■「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方に対する意識（経年、愛知県・国との比較）



愛知県：令和4年度県政世論調査（愛知県、令和4年7月調査）

国：男女共同参画社会に関する世論調査（内閣府男女共同参画局、令和4年11月～令和5年1月調査）

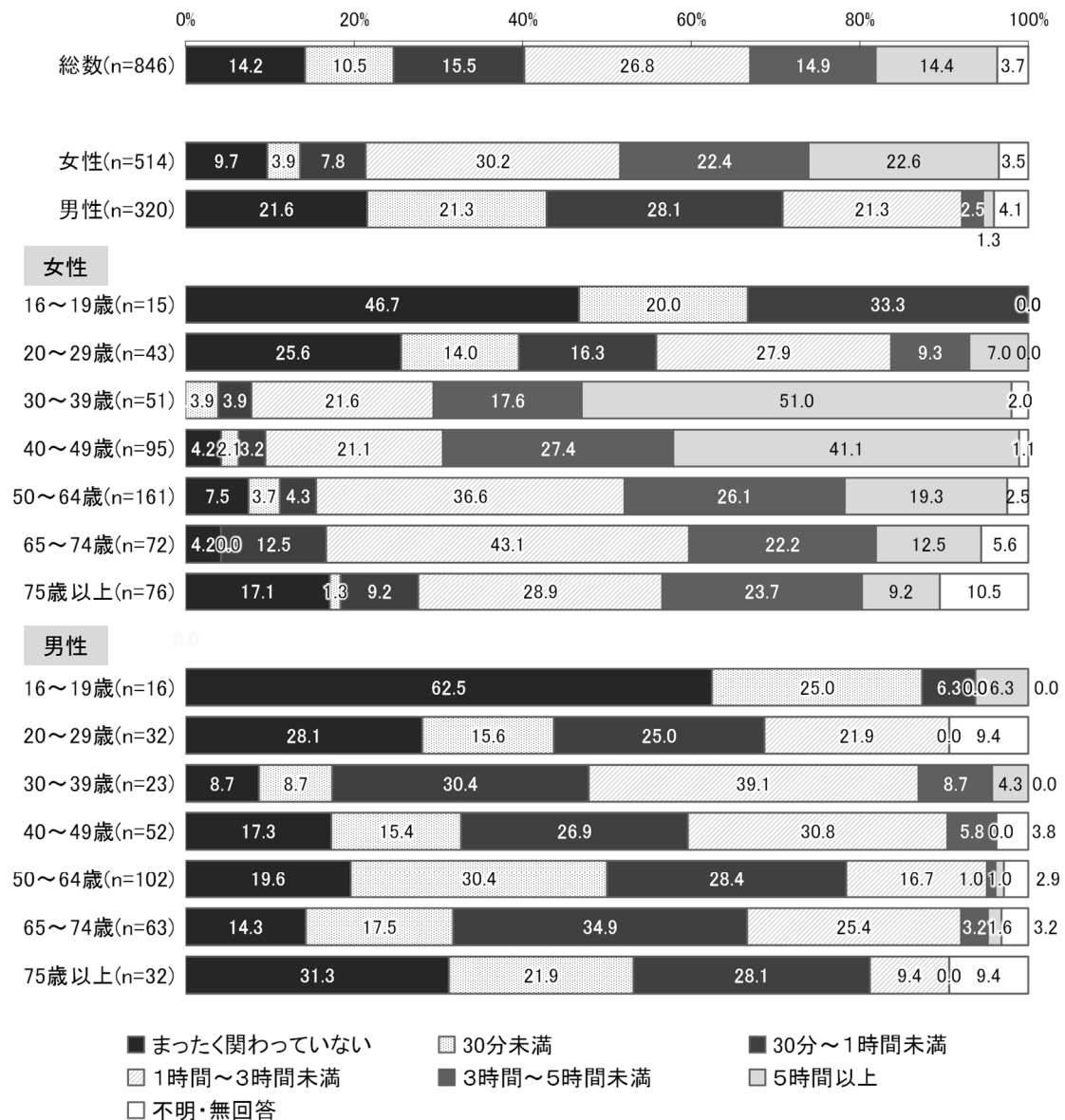
資料：東海市 男女共同参画に関する意識調査

④ 平日の家事・子育て・介護・地域活動などに携わる時間について

平日の家事・子育て・介護・地域活動などに携わる平均的な時間について、「1～3時間未満」が最も高くなっています。性別で比較すると、女性で『1時間以上』（「1時間～3時間未満」から「5時間以上」までの合計）が75.2%であるのに対して、男性では25.1%となっています。

性別・年齢別でみると、女性の30～39歳で「5時間以上」が他の年代と比較して高くなっています。

■平日の家事・子育て・介護・地域活動などに携わる時間



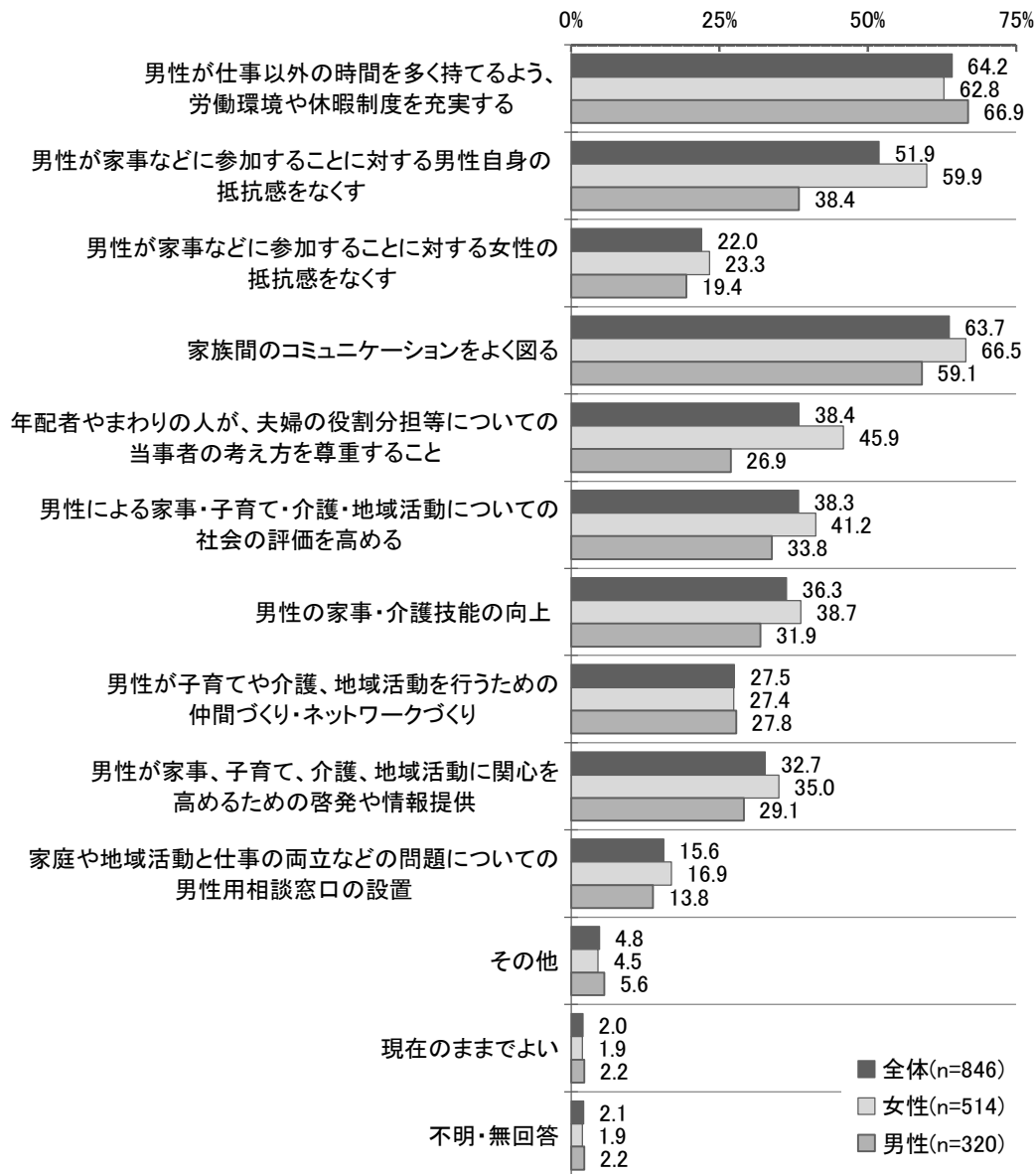
資料: 東海市 男女共同参画に関する意識調査

⑤ さらに男性が子育て等へかかわっていくために必要なことについて

さらに男性が家事・子育て・介護・地域活動などにかかわっていくために必要だと思うことについて、「男性が仕事以外の時間を多く持てるよう、労働環境や休暇制度を充実する」が64.2%と最も高く、次いで「家族間のコミュニケーションをよく図る」が63.7%となっています。

性別でみると、女性で「家族間のコミュニケーションをよく図る」が66.5%、男性で「男性が仕事以外の時間を多く持てるよう、労働環境や休暇制度を充実する」が66.9%と、それぞれ最も高くなっています。なお、女性で「男性が家事などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくす」「年配者やまわりの人が、夫婦の役割分担等についての当事者の考え方を尊重すること」は、男性と比べてそれぞれ約20ポイント高くなっています。

■今後、さらに男性が家事・子育て・介護・地域活動などにかかわっていくために必要だと思うこと



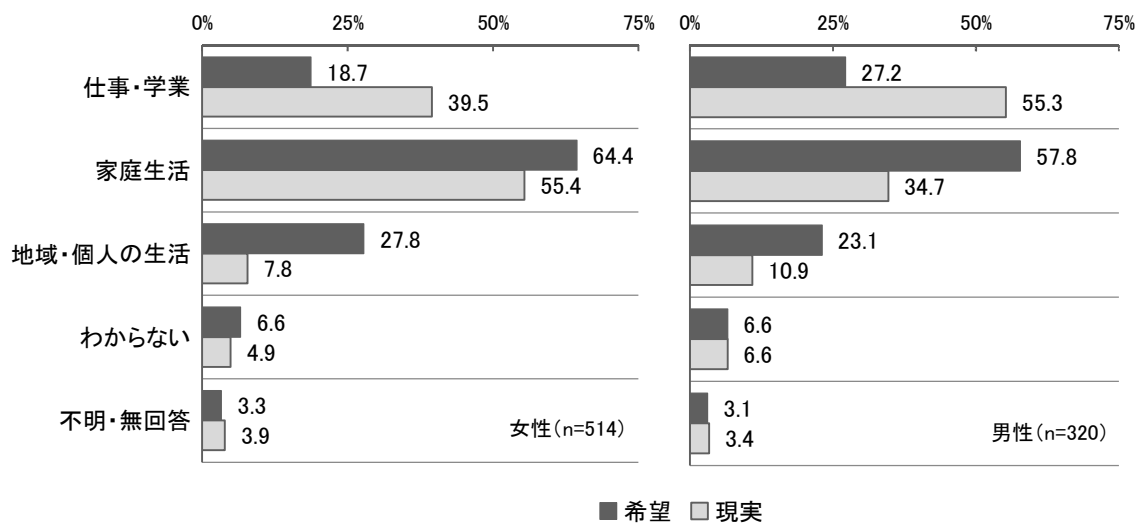
資料：東海市 男女共同参画に関する意識調査

⑥ ワーク・ライフ・バランスについて

生活の中で優先したいものと実際に優先しているものについて、希望は女性、男性ともに「家庭生活」が最も高く、現実には女性で「家庭生活」、男性で「仕事・学業」がそれぞれ最も高くなっています。

希望と現実の差が大きい項目をみると、女性、男性ともに「仕事・学業」で、現実が希望を20ポイント以上上回っています。また、女性では「地域・個人の生活」で、男性では「家庭生活」で希望が現実を20ポイント以上上回っています。

■生活の中で優先したいものと実際に優先しているもの



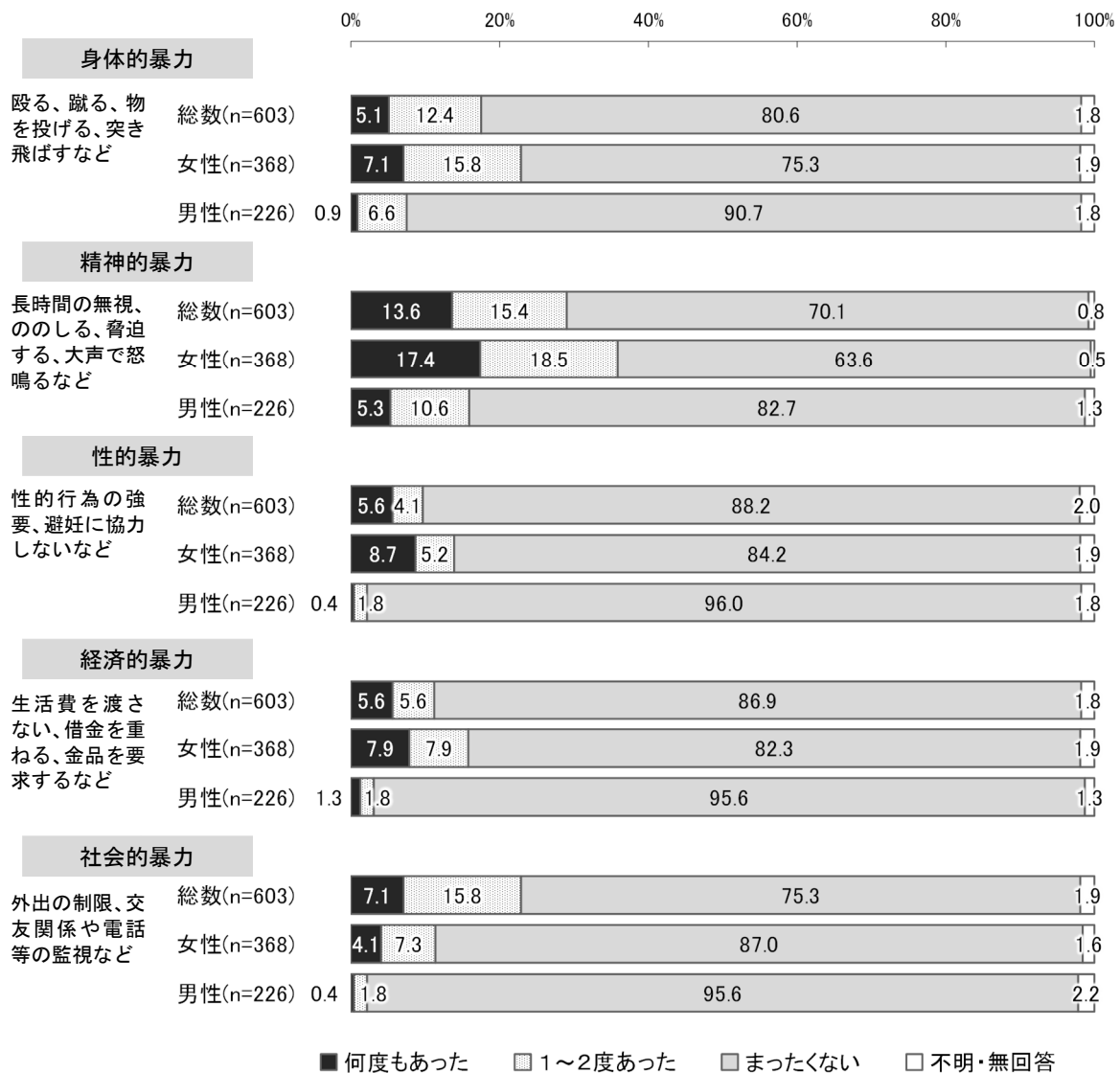
資料: 東海市 男女共同参画に関する意識調査

⑦ DV（ドメスティック・バイオレンス）について

配偶者や交際相手からの暴力の経験について、『あった』（「何度もあった」と「1～2度あった」の合計）が精神的暴力で29.0%、社会的暴力で22.9%と他の暴力と比較して高くなっています。

性別でみると、全ての暴力において、男性より女性で『あった』が高くなっています。

■DVを受けた経験



資料：東海市 男女共同参画に関する意識調査

⑧ 性の多様性について

「LGBTQ（性的マイノリティ）」という言葉の認知度について、「内容を知っている」が最も高くなっています。一方で、「知らない」が13.6%となっています。

身近にLGBTQの人がいた場合、理解し尊重することができるかについて、「わからない」が最も高く、「できない」は1割未満となっています。

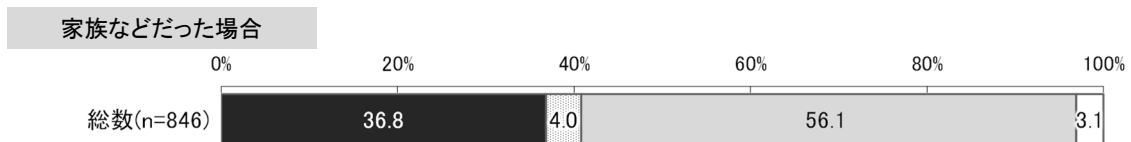
■「LGBTQ（性的マイノリティ）」という言葉の認知度



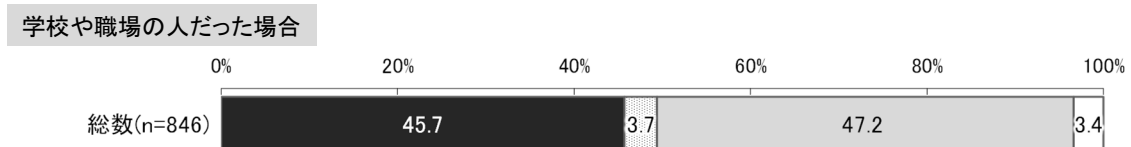
■ 内容を知っている ■ 言葉は知っているが、内容は知らない ■ 知らない □ 不明・無回答

資料: 東海市 男女共同参画に関する意識調査

■身近にLGBTQの人がいた場合、理解し尊重することができるか



■ できる ■ できない ■ わからない □ 不明・無回答



■ できる ■ できない ■ わからない □ 不明・無回答

資料: 東海市 男女共同参画に関する意識調査

(7) 市内の事業所の状況

① 平均年齢・勤続年数について

市内対象事業所の従業員の平均年齢は、女性で42.9歳、男性で45.9歳となっています。
平均勤続年数は、女性で9.9年、男性で12.4年となっています。

■市内対象事業所における従業員の平均年齢・平均勤続年数

	女性	男性	全体
平均年齢	42.9歳	45.9歳	45.0歳
平均勤続年数	9.9年	12.4年	11.6年

※市内対象事業所とは、無作為に抽出した350事業所のうち、アンケートに回答した134事業所

資料:東海市 男女共同参画に関する意識調査

② 育児・介護休業の取得について

市内対象事業所における令和5年度（2023年度）中の育児休業取得率は、女性で97.1%、男性で55.0%となっています。

■市内対象事業所における令和5年度（2023年度）中の育児休業の取得状況

	対象者	育児休業取得者数	育児休業取得率
女性	139人	135人	97.1%
男性	631人	347人	55.0%

資料:東海市 男女共同参画に関する意識調査

■（参考：平成26年（2014年）調査結果）市内事業所における育児休業の取得状況

	対象者	育児休業取得者数	育児休業取得率
女性	62人	61人	98.4%
男性	621人	15人	2.4%

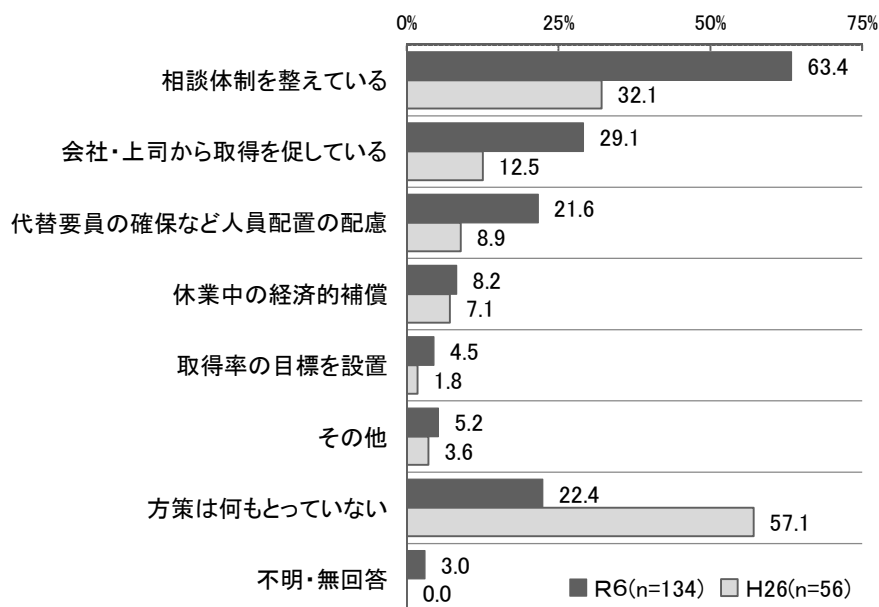
※女性は平成25年度（2013年度）、男性は平成21年度（2009年度）から平成25年度（2013年度）の5年間の取得率

資料:東海市 男女共同参画に関する意識調査（平成26年度）

男性の育児・介護休業取得率向上のための方策について、「相談体制を整えている」が最も高くなっています。

経年で比較すると、「方策は何もとっていない」が34.7ポイント減少しており、方策に関する項目では全てにおいて増加しています。

■男性の育児・介護休業取得率向上のための方策について（経年比較）

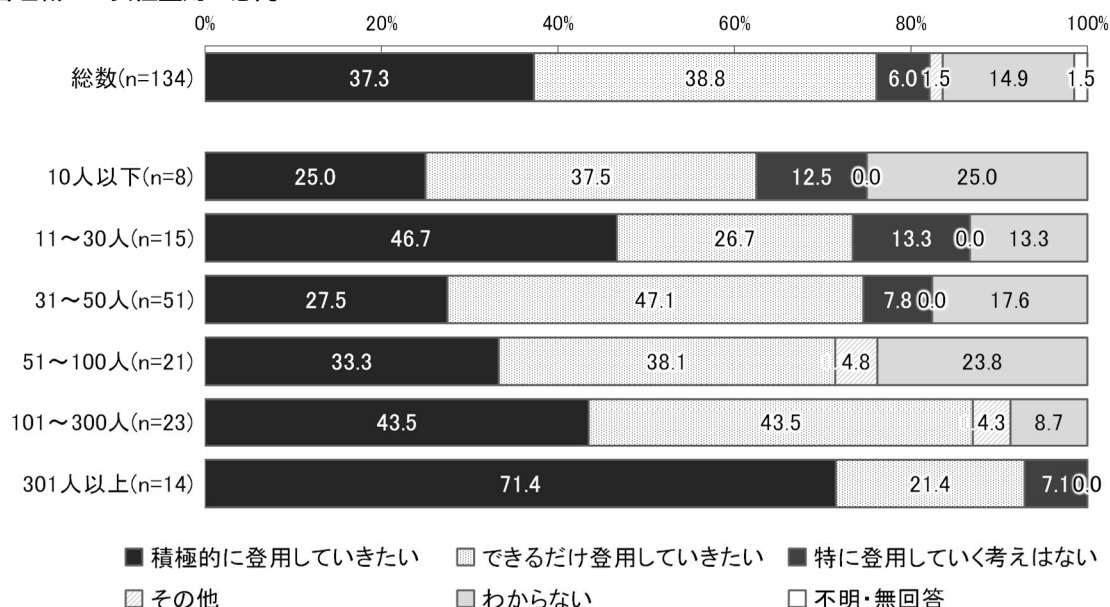


資料：東海市 男女共同参画に関する意識調査

③ 女性の活躍について

管理職への女性登用の意向について、『登用していきたい』（「積極的に登用していきたい」と「できるだけ登用していきたい」の合計）が76.1%となっています。31人以上の規模の事業所では、規模が大きくなるほど登用意向が高い傾向にあります。

■管理職への女性登用の意向

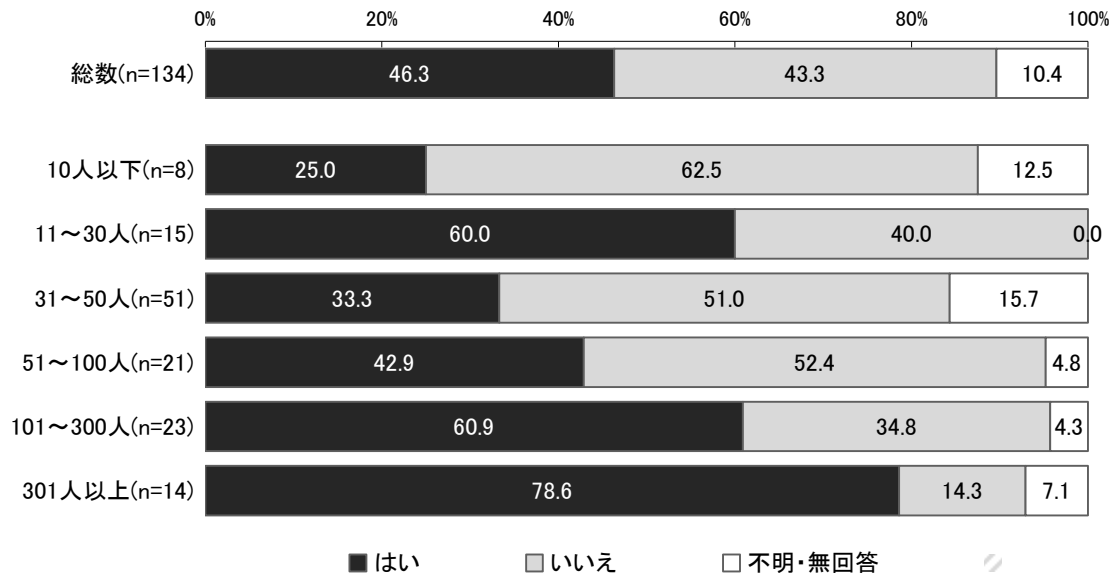


資料：東海市 男女共同参画に関する意識調査

④ 男女共同参画に対する取り組み状況について

男女共同参画に対する取り組み状況について、「はい」（取り組んでいる）が46.3%、「いいえ」（取り組んでいない）が43.3%となっています。31人以上の規模の事業所では、規模が大きくなるほど、男女共同参画に対する取り組みを行っている事業所の割合が高くなっています。

■男女共同参画に対する取り組み状況



資料:東海市 男女共同参画に関する意識調査

第2章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

本市では、平成28年（2016年）3月に策定した「東海市男女共同参画プランⅢ」に基づき、「個性を認め合い いきいきと活躍できるまち」をテーマに、市民・事業者・市が協働して、男女共同参画の推進に取り組んできました。

これまでの成果として、男女共同参画の意識の改善や女性の社会進出、男性の育児休業取得などが進みつつあります。しかし、固定的性別役割分担の意識の改善や、男性の家庭参画など、未だに多くの課題が残っている状況です。

また、新型コロナウイルス感染症の流行によって、社会全体においてテレワーク等の多様な働き方が広まり、地方回帰等の機運が高まった一方で、非正規雇用が多い女性の雇用環境が全国的に悪化するとともに、在宅勤務の増加等の影響によるDV被害の深刻化や女性の家庭生活における負担が増大するなど、脆弱な生活基盤や固定的性別役割分担の意識による女性の負担等、男女共同参画に関わる課題が顕在化したとされています。

さらに、社会情勢の変化や、ライフスタイルの変化による市民ニーズの多様化・複雑化、様々な困難を抱える女性への支援等新たな課題への対応も必要となっています。

このような中、本市では、これまでの成果や、国・県の動向、令和6年度（2024年度）に実施した市民意識調査の結果などを踏まえ、社会情勢の変化や新しい課題に対応し、市民・地域・事業者・市が協働して男女共同参画の取り組みを推進するため、引き続き「個性を認め合い いきいきと活躍できるまち」をテーマに、「東海市男女共同参画プランⅣ」（以下、「本計画」という。）を策定しました。

2 計画の名称と位置付け

(1) 計画の名称とテーマ

【計画の名称】

(仮称) 東海市男女共同参画プランⅣ

【テーマ】

個性を認め合い いきいきと活躍できるまち

(2) 計画の位置付け

- 本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく、市町村男女共同参画計画です。
- 本計画は、「東海市男女共同参画推進条例」第9条に基づく、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画（東海市男女共同参画基本計画）です。
- 本計画は、第7次東海市総合計画との整合性を図った計画です。
- 平成19年（2007年）の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項で、「市町村は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない」と定められています。本計画の一部は、この法律に基づく市町村基本計画（東海市DV対策基本計画）としても位置付けます。
- 平成27年（2015年）の「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項で、「市町村は、基本方針を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画を定めるよう努めるものとする。」と定められています。本計画の一部は、この法律に基づく市町村推進計画（東海市女性活躍推進計画）としても位置付けます。
- 令和4年（2022年）の「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」第8条第3項で、「市町村は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない」と定められています。本計画の一部は、この法律に基づく市町村基本計画（東海市困難な問題を抱える女性支援基本計画）としても位置付けます。

第7次東海市総合計画

(仮称) 東海市男女共同参画プランⅣ

東海市男女共同参画基本計画

東海市DV対策基本計画

東海市女性活躍推進計画

東海市困難な問題を抱える女性支援基本計画

3 計画の期間と対象

(1) 計画の期間

本計画は、令和8年度（2026年度）を初年度とし、令和17年度（2035年度）を最終年度とした10年間の計画です。令和12年度（2030年度）までを前期、令和13年度（2031年度）からを後期と位置付けます。

なお、国内外の動向をはじめ、社会経済情勢の変化や本計画の進み具合を考慮して、必要に応じて令和12年度（2030年度）を目途に中間見直しを行います。

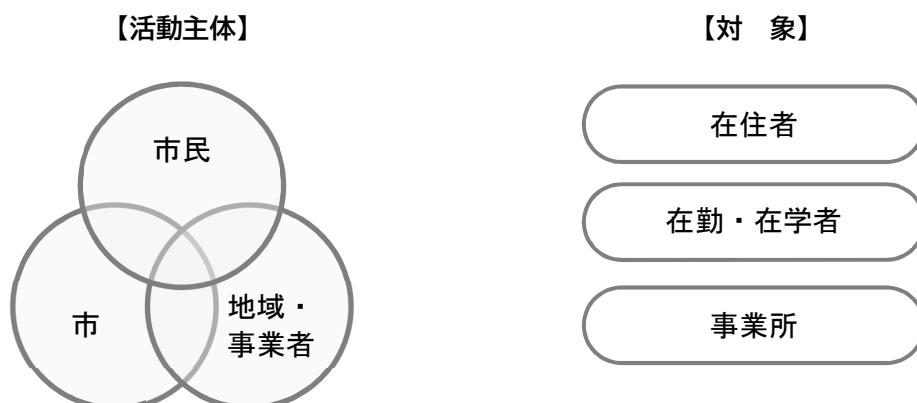
■計画の期間

計画等	7 (2025)	8 (2026)	9 (2027)	10 (2028)	11 (2029)	12 (2030)	13 (2031)	14 (2032)	15 (2033)	16 (2034)	17 (2035)
東海市 第7次総合計画											
東海市男女共同 参画プランⅣ	プランⅢ	前期					後期				
愛知県											
国											

(2) 計画の活動主体と対象

本計画は、市民・地域・事業者・市が協働して進めます。

また、本計画の対象は、本市の在住者と在勤・在学者及び市内の事業所です。



4 基本理念

「基本理念」は、計画の基本となる考え方を示すもので、計画を推進する全ての活動主体が共有するものです。

本計画では、「東海市男女共同参画プランⅢ」で掲げた3つの基本理念「平等」「参画」「快適」を継承し、さらなる男女共同参画の推進を目指します。

■基本理念と基本理念が描くまちの姿

平 等

平等になって
いるまち

個人の人権が尊重され、社会の制度や慣行の見直し及び意識改革などにより、家庭・地域・職場などにおいて、性別に基づく慣習やしきたりなどの理由で、差別されることがない平等なまちを目指します。

参 画

参画することが
できるまち

政策や方針の決定過程への女性の参画推進、家事・子育て・介護などへの男性の参画推進などにより、だれもが自分の生き方を自分の意思で選択でき、家庭・地域・職場などあらゆる場に参画できるまちを目指します。

快 適

快適に暮らすことが
できるまち

男女共同参画の理解を深め、暴力などによる人権侵害をなくすとともに、生涯を通じた健康を支援することなどにより、毎日を快適に生活できるまちを目指します。

新たな施策と推進内容を踏まえ、今後修正

5 本計画とSDGsの関係性

SDGsとはSustainable Development Goalsの略で、日本語で「持続可能な開発目標」といいます。「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指すもので、先進国、開発途上国全ての国々を含めた全世界共通の目標として、平成27年（2015年）9月に開催された国連持続可能な開発サミットで採択されました。

SDGsでは、目標5として「ジェンダー平等の実現」を掲げており、女性に対する暴力の撤廃、あらゆるレベルの意思決定への女性の参画の確保等が示されています。平成27年（2015年）9月に国連持続可能な開発サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」では、「ジェンダー平等の実現と女性・女児の能力強化は、全ての目標とターゲットにおける進展において死活的に重要な貢献をするものである」とされており、国の「第5次男女共同参画基本計画」においても、ジェンダー平等の実現及びジェンダー主流化は、分野横断的な価値としてSDGsの全てのゴールの実現に不可欠なものとされています。本計画においては、SDGsの目標5を含む、17の目標全体の達成に向け、男女共同参画社会を実現するための取り組みを進めます。

なお、SDGsの目標年次が令和12年（2030年）であることから、計画期間前半での施策の進捗状況等により、必要に応じて本計画を見直す際にはSDGsの関連付けもあわせて見直すものとします。



6 基本目標

基本目標1 だれもが互いに理解・尊重し合えている

性別にとらわれず、だれもが互いの違いを理解し、尊重し合える意識が市民や社会に浸透している。

基本目標2 だれもがあらゆる分野への参画ができている

政策・方針決定の過程や地域活動、防災・復興等、あらゆる分野における女性の活躍が進み、だれもが個人として能力を発揮し、活躍している。

基本目標3 だれもが多様な家庭生活・働き方を選択できている

家庭や職場等において、互いに喜びや責任を分かち合い、だれもが自分の生き方を自分の意思で選択できている。

基本目標4 だれもが安心して快適に暮らしている

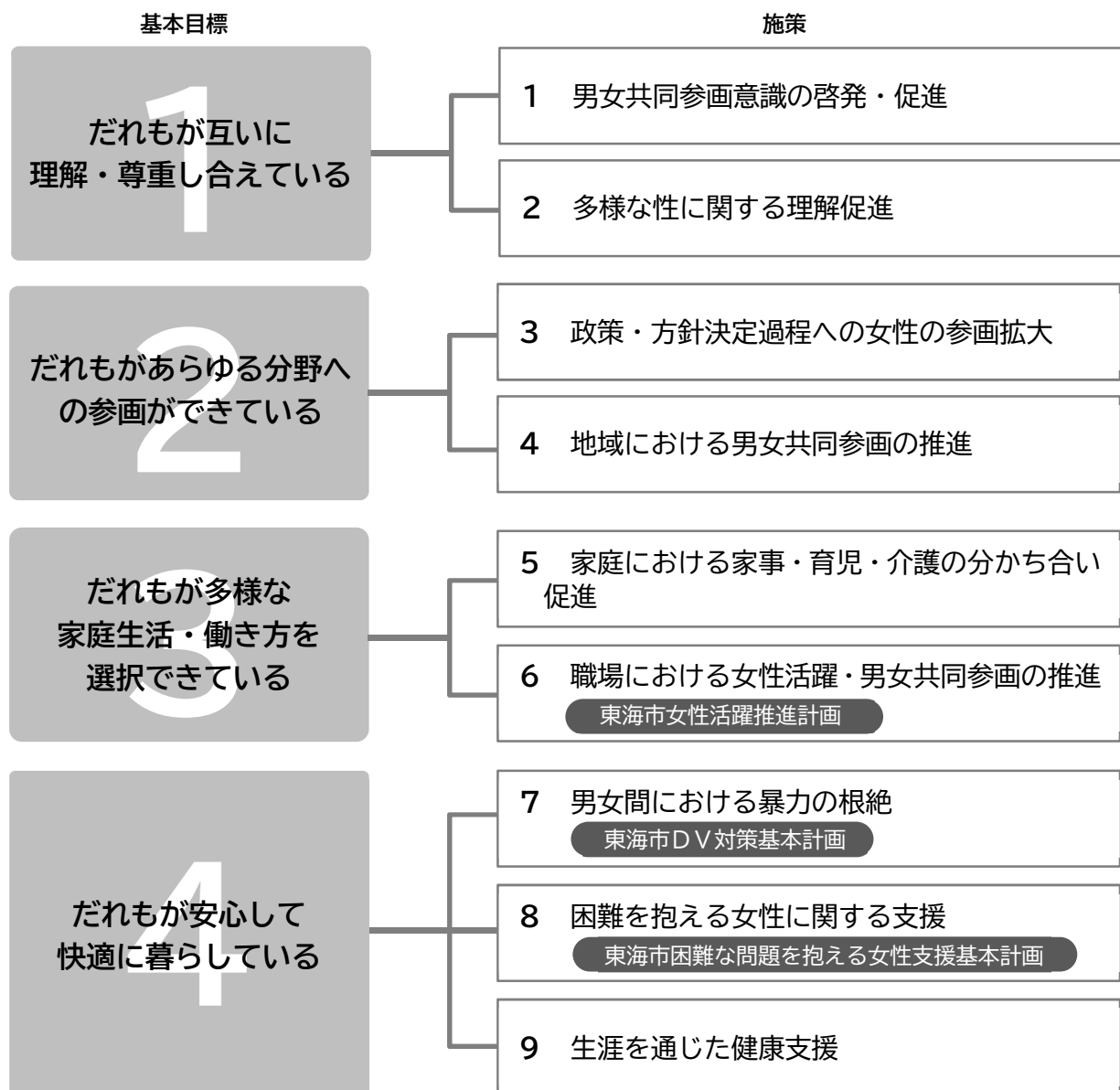
だれもが互いの人権を尊重しつつ、生涯にわたって健康で安全・安心に暮らすことができる。

7 施策体系

■ 3つの基本理念



■ 施策体系



第3章 基本目標と施策

【今後記述】

第4章 計画の推進

【今後記述】

プランⅢ

基本目標		施策	主な推進内容		プランⅣの位置づけ	
1	だれもが多様な生き方・働き方を選択できている	1	男女ともに子育て・介護がしやすい環境の整備	1	仕事と子育ての両立支援	新 1
				2	子育て支援の充実	新 2
				3	介護支援の充実	新 2 ・ 4
		2	ワーク・ライフ・バランスの推進	4	働きやすい職場づくり	新 4
				5	男性の家庭生活への参画促進	新 2
				6	多様な生き方・働き方の支援	新 3
2	だれもが互いに理解・尊重し合っている	1	男女共同参画意識の啓発・促進	7	市民への普及・啓発	新 5
				8	学習機会の提供	新 6
				9	子どもへの理解促進	新 7
3	地域・職場などあらゆる場への参画ができている	1	政策・方針決定過程への女性の参画拡大	10	政策決定過程への女性参画	新10
				11	方針決定過程への女性参画	新11
		2	地域における男女共同参画の推進	12	地域活動への参画推進	新12
				13	地域における活動・交流の拠点づくり	削除
				4	だれもが安心して快適に暮らしている	1
15	相談体制の整備	新15				
2	生涯を通じた健康支援	16	性差に応じた健康支援			新17
		17	妊娠・出産に関する健康支援			新18
3	自立した活動のための環境づくり	18	自立支援のための就業等支援			新16

プランⅣ案

赤字：プランⅢからの変更点

基本目標		施策	主な推進内容	
1	だれもが多様な家庭生活・働き方を選択できている	1	家庭における家事・育児等の分かち合い促進	1 仕事と子育て等の両立支援
		2	職場における女性活躍・男女共同参画の推進【女性活躍推進計画】	2 男性の家事・育児等への参画促進
2	だれもが互いに理解・尊重し合っている	3	男女共同参画意識の啓発・促進	3 職場における女性活躍促進
				4 誰もが働きやすい職場づくり
		4	多様な性に関する理解促進	5 市民への普及・啓発
				6 学習機会の提供
3	だれもがあらゆる分野への参画ができている	5	政策・方針決定過程への女性の参画拡大	7 子ども・若者・高齢者への理解促進
				8 市民への周知啓発・相談体制の整備
		6	地域における男女共同参画の推進	9 子ども・若者・高齢者への理解促進
				10 政策決定過程への女性参画
4	だれもが安心して快適に暮らしている	7	男女間における暴力の根絶【DV防止推進計画】	11 方針決定過程への女性参画
				12 地域活動への参画推進
		8	困難を抱える女性に関する支援【困難な問題を抱える女性支援基本計画】	13 男女共同参画の視点に立った防災活動の推進
				14 啓発活動の推進
		9	生涯を通じた健康支援	15 相談支援体制の整備
				16 相談支援体制の整備・自立支援の推進

東海市男女共同参画プランⅣ（仮称） 施策体系案

【資料3】

プランⅢ

基本目標	施策	主な推進内容	プランⅣの位置づけ
1	だれもが多様な生き方・働き方を選択できている	1 仕事と子育ての両立支援	⑩
		2 子育て支援の充実	⑩・⑪
		3 介護支援の充実	⑩・⑪・⑬
	2 ワーク・ライフ・バランスの推進	4 働きやすい職場づくり	⑬
		5 男性の家庭生活への参画促進	⑪
		6 多様な生き方・働き方の支援	⑫
2	だれもが互いに理解・尊重し合っている	7 市民への普及・啓発	①
		8 学習機会の提供	②
		9 子どもへの理解促進	③
3	1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	10 政策決定過程への女性参画	⑥
		11 方針決定過程への女性参画	⑦
	2 地域における男女共同参画の推進	12 地域活動への参画推進	⑧
		13 地域における活動・交流の拠点づくり	削除
4	1 男女間における暴力の根絶	14 啓発活動の推進	⑭
		15 相談体制の整備	⑮
	2 生涯を通じた健康支援	16 性差に応じた健康支援	⑰
		17 妊娠・出産に関する健康支援	⑱
	3 自立した活動のための環境づくり	18 自立支援のための就業等支援	⑯

プランⅣ案

赤字：プランⅢからの変更点

基本目標	施策	主な推進内容
1	だれもが互いに理解・尊重し合っている	1 男女共同参画意識の啓発・促進
		① 市民への普及・啓発
		② 学習機会の提供
		③ 子ども・若者・高齢者への理解促進
		④ 市民への周知啓発・相談支援体制の整備
2	だれもがあらゆる分野への参画ができている	2 多様な性に関する理解促進
		⑤ 子ども・若者・高齢者への理解促進
		⑥ 政策決定過程への女性参画
		⑦ 方針決定過程への女性参画
		⑧ 地域活動への参画推進
3	だれもが多様な家庭生活・働き方を選択できている	3 政策・方針決定過程への女性の参画拡大
		4 地域における男女共同参画の推進
		⑨ 男女共同参画の視点に立った防災活動の推進
		⑩ 仕事と子育て等の両立支援
		⑪ 男性の家事・育児等への参画促進
4	だれもが安心して快適に暮らしている	5 家庭における家事・育児・介護の分かち合い促進
		6 職場における女性活躍・男女共同参画の推進【東海市女性活躍推進計画】
		7 男女間における暴力の根絶【東海市DV対策基本計画】
		8 困難を抱える女性に関する支援【東海市困難な問題を抱える女性支援基本計画】
		9 生涯を通じた健康支援

東海市男女共同参画プランⅣ(仮称) 成果指標案及び主な事業案

★：アンケート指標／●：統計又は業務指標／赤字：新たな指標やプランⅢからの変更点／青字：プランⅢからの継続

基本目標	施策	成果指標（案）	参考：プランⅢ成果指標 （施策体系は異なるが関連性が高い施策に記載）	主な推進内容	主な事業案（中事業単位）
だれもが多様な家庭生活・働き方を選択できている	1 家庭における家事・育児等の分かち合い促進	①★多様な保育ニーズに対応できる場所があると感じている18歳以下の子どもを持つ人の割合【第7次総合計画成果指標】 ②★家事・育児に「まったく関わっていない」男性の割合【市民アンケート】	★多様な保育ニーズに対応できる場所があると思う人の割合 ●子育て支援センター事業利用者数 ★ひとり暮らし高齢者や要介護者などに対する福祉・介護サービスが充実していると感じている人の割合 ★2年以内に結婚または妊娠・出産・子育て、家族の介護や看護を理由に退職した女性の割合 ★法を上回る基準の介護休業制度を規定している事業所の割合 ★家事について、家族で協力し合っている人の割合	1 仕事と子育て等の両立支援	①放課後児童健全育成事業 ②放課後児童健全育成補助事業 ③早朝・延長保育事業 ④病児・病後児保育
	2 職場における女性活躍・男女共同参画の推進【女性活躍推進計画】	③●市の管理職に占める女性職員の割合 ④★女性の管理職がいる事業所の割合【事業所アンケート】 ⑤★職場において男女平等と考える市民の割合【市民アンケート】	●市の管理職に占める女性職員の割合 ★女性の管理職がいる事業所の割合 ★仕事、家庭生活、個人の活動について調和がとれていると思う人の割合	2 男性の家事・育児等への参画促進 3 職場における女性活躍促進 4 誰もが働きやすい職場づくり	①子育て広場開催事業 ①女性の活躍支援講座 ①ファミリー・フレンドリー企業（登録制度の啓発） ②キャリア形成支援の研修 ③ママ・ジョブ・あいち出張相談
	3 男女共同参画意識の啓発・促進	⑥★男は外で働き、女は家庭を守るべきという考え方に反対する人の割合【市民アンケート・児童生徒アンケート】 ⑦★「社会全体として」男女平等であると感じる人の割合【市民アンケート】	★男は外で働き、女は家庭を守るべきという考え方に反対する人の割合 ★将来結婚したら家事について夫婦で協力しようと思う中学生の割合	5 市民への普及・啓発 6 学習機会の提供	①男女共同参画啓発事業 ①家庭教育シンポジウム開催事業
	4 多様な性に関する理解促進	⑧★LGBTQ（性的マイノリティ）という言葉の認知度【市民アンケート・児童生徒アンケート】 ⑨★パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の認知度【市民アンケート】	★ジェンダーの意味を知っている人の割合	8 市民への周知啓発・相談体制の整備 9 子ども・若者・高齢者への理解促進	①パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度啓発事業
だれもがあらゆる分野への参画ができている	5 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	⑩●審議会・委員会などの女性委員の登用率	●審議会・委員会などの女性委員の登用率	# 政策決定過程への女性参画 # 方針決定過程への女性参画	①職員研修開催事業 ①女性の活躍支援講座
	6 地域における男女共同参画の推進	⑪★地域において男女平等と考える市民の割合【市民アンケート】 ⑫●防災リーダー研修の修了生における女性の割合	★コミュニティや町内会などの地域行事や活動または市民活動に参加している人の割合 ●町内会・自治会の正副会長の女性の割合	# 地域活動への参画推進 # 男女共同参画の視点に立った防災活動の推進	①防災リーダーの育成 ②女性消防団員の育成・支援
	7 男女間における暴力の根絶【DV対策基本計画】	⑬★DV（ドメスティック・バイオレンス）に関する相談窓口を知っている人の割合【市民アンケート】 ⑭★DV被害経験者のうち「誰にも相談しなかった」人の割合【市民アンケート】	★DV（ドメスティック・バイオレンス）に関する相談窓口を知っている人の割合 ●ひとり親家庭等への就業相談件数	# 啓発活動の推進 # 相談支援体制の整備	①女性問題相談事業
	8 困難を抱える女性に関する支援【困難な問題を抱える女性支援基本計画】	⑮★女性問題相談窓口を知っている市民の割合【市民アンケート】 ⑯★年に1回は健康診断を受けている人の割合（がん検診のみの場合は除く）【第7次総合計画成果指標】 ⑰★がん検診を定期的に受けている人の割合【第7次総合計画成果指標】 ⑱●ゆったりとした気分が乳児と過ごせる時間がある人の割合【4か月児健診問診項目】	★年に1回は健康診断を受けている人の割合（女性）（健康診断：がん検診のみの場合は除く）	# 相談支援体制の整備・自立支援の推進 # 性差に応じた健康支援 # 妊娠・出産に関する健康支援	①女性問題相談事業 ②母子家庭等自立支援給付金給付事業 ①フレッシュ健康診査事業 ②がん検診事業 ③風しん感染予防事業 ①妊婦医療費助成 ②不妊治療費の助成 ③不育症治療費の助成 ④乳児家庭全戸訪問事業 ⑤両親学級 ⑥産前産後サポート事業
だれもが安心して快適に暮らしている	9 生涯を通じた健康支援				

東海市男女共同参画プランⅣ(仮称) 成果指標案及び主な事業案

★：アンケート指標／●：統計又は業務指標／赤字：新たな指標やプランⅢからの変更点／青字：プランⅢからの継続

基本目標	施策	成果指標（案）	参考：プランⅢ成果指標 （施策体系は異なるが関連性が高い施策に記載）	主な推進内容	主な事業案（中事業単位）
1 だれもが互いに理解・尊重し合っている	1 男女共同参画意識の啓発・促進	①★男は外で働き、女は家庭を守るべきという考え方に反対する人の割合【市民アンケート・児童生徒アンケート】	★男は外で働き、女は家庭を守るべきという考え方に反対する人の割合	1 市民への普及・啓発	①男女共同参画啓発事業
		②★「社会全体として」男女平等であると感じる人の割合【市民アンケート】	★将来結婚したら家事について夫婦で協力しようと思う中学生の割合	2 学習機会の提供	①家庭教育シンポジウム開催事業
	2 多様な性に関する理解促進	③★LGBTQ+という言葉の認知度【市民アンケート・児童生徒アンケート】	★ジェンダーの意味を知っている人の割合	3 子ども・若者・高齢者への理解促進	
		④★パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の認知度【市民アンケート】		4 市民への周知啓発・相談支援体制の整備	①パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度啓発事業
				5 子ども・若者・高齢者への理解促進	
2 だれもがあらゆる分野への参画ができています	3 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	⑤●審議会・委員会などの女性委員の登用率	●審議会・委員会などの女性委員の登用率	6 政策決定過程への女性参画	①職員研修開催事業
				7 方針決定過程への女性参画	①女性の活躍支援講座
	4 地域における男女共同参画の推進	⑥★地域において男女平等と考える市民の割合【市民アンケート】	★コミュニティや町内会などの地域行事や活動または市民活動に参加している人の割合	8 地域活動への参画推進	
		⑦●防災リーダー研修の修了生における女性の割合	●町内会・自治会の正副会長の女性の割合		
				9 男女共同参画の視点に立った防災活動の推進	①防災リーダーの育成 ②女性消防団員の育成・支援
3 だれもが多様な家庭生活・働き方を選択できている	5 家庭における家事・育児・介護の分かち合い促進	⑧★多様な保育ニーズに対応できる場所があると感じている18歳以下の子どもを持つ人の割合【第7次総合計画成果指標】	★多様な保育ニーズに対応できる場所があると思う人の割合	10 仕事と子育て等の両立支援	①放課後児童健全育成事業 ②放課後児童健全育成補助事業 ③早朝・延長保育事業 ④病児・病後児保育
		⑨★家事・育児・介護に「関わっている」男性の割合【市民アンケート】	●子育て支援センター事業利用者数 ★ひとり暮らし高齢者や要介護者などに対する福祉・介護サービスが充実していると感じている人の割合 ★2年以内に結婚または妊娠・出産・子育て、家族の介護や看護を理由に退職した女性の割合 ★法を上回る基準の介護休業制度を規定している事業所の割合		
	6 職場における女性活躍・男女共同参画の推進【東海市女性活躍推進計画】	⑩●市の管理職に占める女性職員の割合	●市の管理職に占める女性職員の割合	11 男性の家事・育児等への参画促進	①子育て広場開催事業
		⑪★女性の管理職がいる事業所の割合【事業所アンケート】	★女性の管理職がいる事業所の割合	12 職場における女性活躍促進	①女性の活躍支援講座
		⑫★職場において男女平等と考える市民の割合【市民アンケート】	★仕事、家庭生活、個人の活動について調和がとれていると思う人の割合	13 だれもが働きやすい職場づくり	①ファミリー・フレンドリー企業（登録制度の啓発） ②キャリア形成支援の研修 ③ママ・ジョブ・あいち出張相談
4 だれもが安心して快適に暮らしている	7 男女間における暴力の根絶【東海市DV対策基本計画】	⑬★DV（ドメスティック・バイオレンス）に関する相談窓口を知っている人の割合【市民アンケート】		14 啓発活動の推進	
		⑭★DV被害経験者のうち「誰にも相談しなかった」人の割合【市民アンケート】	★DV（ドメスティック・バイオレンス）に関する相談窓口を知っている人の割合	15 相談支援体制の整備	①女性問題相談事業
	8 困難を抱える女性に関する支援【東海市困難な問題を抱える女性支援基本計画】	⑮★女性問題相談窓口を知っている市民の割合【市民アンケート】	●ひとり親家庭等への就業相談件数	16 相談支援体制の整備・自立支援の推進	①女性問題相談事業 ②母子家庭等自立支援給付金給付事業
		⑯★年に1回は健康診断を受けている人の割合（がん検診のみの場合は除く）【第7次総合計画成果指標】	★年に1回は健康診断を受けている人の割合（女性）（健康診断：がん検診のみの場合は除く）	17 性差に応じた健康支援	①フレッシュ健康診査事業 ②がん検診事業 ③風しん感染予防事業
	9 生涯を通じた健康支援	⑰★がん検診を定期的に受けている人の割合【第7次総合計画成果指標】 ⑱●ゆったりとした気分で乳児と過ごせる時間がある人の割合【4か月児健診問診項目】		18 妊娠・出産に関する健康支援	①妊婦医療費助成 ②不妊治療費の助成 ③不育症治療費の助成 ④乳児家庭全戸訪問事業 ⑤両親学級 ⑥産前産後サポート事業

(仮称) 男女共同参画プランⅣの基準値アンケート等の実施案について

1 概要

(仮称) 男女共同参画プランⅣの施策の進行管理を行うにあたり、市民及び市内事業所、児童生徒を対象とした基準値アンケート（WEB調査を併用）を実施する。

また、回答者の負担軽減等を図るため、同時に現行の男女共同参画プランⅢの現状値アンケートを実施する。

2 実施予定時期

(1) 市民・事業所アンケート

令和7年（2025年）3月5日（水）から同月21日（金）まで

(2) 児童生徒アンケート

令和7年（2025年）2月24日（月）から3月21日（金）まで

3 アンケート内容

項目		(仮称) 男女共同参画プランⅣ	男女共同参画プランⅢ
市民アンケート	対象	16歳以上85歳未満 無作為抽出2,500人	16歳以上85歳未満 無作為抽出3,500人
	内容	資料5-1のとおり 【○●★の全ての項目を送付】	資料5-1の内、○●の項目のみを1,000人に送付
事業所アンケート	対象	市内に本店又は支店がある 従事者30人以上の事業所 ※事業所予定数：351事業所（本年12月1日現在）	同左
	内容	資料5-2のとおり	同左
児童生徒アンケート	対象	市内小学校5年生及び中学校2年生	市内中学校2年生
	内容	資料5-3のとおり	同左

※市民・事業所アンケートの対象者は（令和7年（2025年）2月1日現在）

4 アンケート内容の注釈

- ：プランⅢのみの現状値調査（プランⅣでは成果指標としない）
- ：プランⅢ・プランⅣの現状値・基準値調査（プランⅢから継続する成果指標）
- ★：プランⅣのみの基準値調査（新たに設定する成果指標）

男女共同参画に関する市民アンケート

ご協力のお願い

皆さまには、日頃から市政に対し、ご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

東海市では「男女共同参画プラン」を策定し、「個性を認め合い いきいきと活躍できるまち」の実現に向け事業の展開をしてきました。

男女共同参画に関する取組の進み具合や市民の皆さまの考え方を数値で測るための“ものさし”、いわゆる「指標」を設けており、数値の移り変わりを見ていながら、効果の高い施策や事業を展開しています。

この調査は、令和7年（2025年）2月1日現在で 16 歳以上の東海市にお住まいの方から無作為で抽出した皆さまにお願いしています。

大変ご多忙とは存じますが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

令和7年（2025年）3月 東海市長 花 田 勝 重

お 願 い

○回答は、封筒に書かれたあて名のご本人がお答えください。事情により、ご本人が回答できない場合は、ご家族の方がお答えいただいても結構です。

○お答えいただいた内容は、すべて統計的に処理しますので、個々のご回答やプライバシーにかかわる内容が公表されることは一切ありません。率直なご回答をお寄せください。

○お答えは、直接この調査票にお書きいただき、同封の返信用封筒に入れて、**3月21日（金）**までにご投函ください。＜切手は不要です＞

○インターネットでご回答いただくことも可能です。

2次元バーコードからWebサイトにアクセスし、ご回答ください。

＜インターネットでご回答いただいた方は、調査票の返送は不要です＞

URL：

○このアンケートについてのお問い合わせは、下記までお願いいたします。

問い合わせ先：東海市 総務部 市民協働課 市民活動推進・多文化共生係

電話【代表】 052（603）2211／0562（33）1111（内線 153）

電話【直通】 052（613）7525／0562（38）6136

QR
コード

1 あなた（回答者）ご自身のことについて、おうかがいします。

問1 あなたの性別をご回答ください。（あてはまるもの1つに○）

- | | | |
|-------|-------|--------|
| 1. 男性 | 2. 女性 | 3. その他 |
|-------|-------|--------|

問2 あなたの年齢をご回答ください。（あてはまるもの1つに○）

- | | | |
|------------|------------|------------|
| 1. 16～19 歳 | 2. 20～29 歳 | 3. 30～39 歳 |
| 4. 40～49 歳 | 5. 50～64 歳 | 6. 65～74 歳 |
| 7. 75 歳以上 | | |

問3 あなたの職業は何ですか。（あてはまるもの1つに○）

- | | | |
|------------|----------------|--------------|
| 1. 会社員・公務員 | 2. 自営業 | 3. パート・アルバイト |
| 4. 学生 | 5. 主婦・主夫（家事専業） | 6. 無職 |
| 7. その他（ ） | | |

問4 お住まいの小学校区（コミュニティ地区）をご回答ください。（あてはまるもの1つに○）

- | | | | |
|-----------|---------|---------|----------|
| 1. 緑陽 | 2. 名和 | 3. 渡内 | 4. 平洲 |
| 5. 明倫 | 6. 富木島 | 7. 船島 | 8. 大田 |
| 9. 横須賀 | 10. 加木屋 | 11. 三ツ池 | 12. 加木屋南 |
| 13. わからない | | | |

問5 東海市に住んでどのくらいになりますか。（あてはまるもの1つに○）

- | | | |
|---------------|--------------|----------------|
| 1. 30 年以上 | 2. 20～30 年未満 | 3. 10 年～20 年未満 |
| 4. 5 年～10 年未満 | 5. 5 年未満 | |

問6 あなたは、現在、結婚していますか。（あてはまるもの1つに○）

- | | |
|-------------------------|---------|
| 1. 結婚している（事実婚・パートナーを含む） | →問6-1 へ |
| 2. 結婚していたが、死別・離婚した | →問7 へ |
| 3. 結婚したことがない（未婚） | →問7 へ |

問6で「1. 結婚している（事実婚・パートナーを含む）」と回答した方にお聞きします。

問6-1 あなたと配偶者（事実婚・パートナーを含む）の勤務形態はどれですか。
（あてはまるもの1つに○）

1. 共働き	ともにフルタイム勤務
2. 準共働き	一方がフルタイム勤務、一方がパートタイム勤務または、ともにパートタイム勤務
3. 非共働き	一方がフルタイム勤務、一方が無職または、一方がパートタイム勤務、一方が無職
4. 無職	ともに無職

問7 あなたは同居のお子さんがいますか。(あてはまるもの1つに○)

1. いる	→問7-1へ	2. いない	→問8へ
-------	--------	--------	------

問7で「1. いる」と回答した方にお聞きします。

問7-1 そのうち、末子のお子さんはどれにあたりますか。(あてはまるもの1つに○)

1. 1歳未満	2. 1歳から2歳	3. 3歳以上就学前
4. 小学生	5. 中学生	6. 中学校卒業以上18歳以下

問8 現在の世帯構成はどれですか。(あてはまるもの1つに○)

1. 一人世帯	2. 一世代世帯(夫婦のみ)	3. 二世帯世帯(親と子)
4. 三世帯世帯(親と子と孫)	5. その他世帯	

2 東海市の「男女共同参画」について、おうかがいします。

問9 あなたは、次の言葉の意味を知っていますか。(それぞれあてはまるもの1つに○)

	1 知っている	2 聞いたことはある	3 知らない
① ジェンダー	1	2	3
② DV(ドメスティック・バイオレンス)	1	2	3

問10 あなたは、社会や生活の中で、男女の地位は平等になっていると思いますか。
(それぞれあてはまるもの1つに○)

	1 非常に男性が 優遇されている	2 やや男性が 優遇されている	3 平等である	4 やや女性が 優遇されている	5 非常に女性が 優遇されている
① 家庭生活では	1	2	3	4	5
② 町内会や自治会、コミュニティなどの 地域活動では	1	2	3	4	5
③ 学校教育では	1	2	3	4	5
④ 職場では	1	2	3	4	5
⑤ 政治では	1	2	3	4	5
⑥ 法律や制度では	1	2	3	4	5
⑦ 慣習やしきたりでは	1	2	3	4	5
⑧ 社会全体では	1	2	3	4	5

●問11 あなたは、「男は外で働き、女は家庭を守るべき」という考え方について、どう思いますか。(あてはまるもの1つに○)

- | | |
|---------------|---------------|
| 1. 賛成 | 2. どちらかといえば賛成 |
| 3. どちらかといえば反対 | 4. 反対 |

○問12 問11の回答について、理由をお答えください。(あてはまるものすべてに○)

- | |
|--|
| 1. 日本の伝統的な家族の在り方だと思うから |
| 2. 自分の両親も役割分担をしていたから |
| 3. 夫が外で働いた方が、多くの収入を得られると思うから |
| 4. 妻が家庭を守った方が、子どもの成長などにとって良いと思うから |
| 5. 家事・育児・介護と両立しながら、妻が働き続けることは大変だと思うから |
| 6. 男女平等に反すると思うから |
| 7. 自分の両親も外で働いていたから |
| 8. 夫も妻も働いた方が、多くの収入が得られると思うから |
| 9. 妻が働いて能力を発揮した方が、個人や社会にとって良いと思うから |
| 10. 家事・育児・介護と両立しながら、妻が働き続けることは可能だと思うから |
| 11. 固定的な夫と妻の役割分担の意識を押し付けるべきではないから |
| 12. その他 () |
| 13. 特にない |
| 14. わからない |

○問13 あなたは、仕事、家庭生活、個人の活動について調和がとれていますか。(あてはまるもの1つに○)

- | | |
|-------------------|------------------|
| 1. 調和がとれている | 2. どちらかといえばとれている |
| 3. どちらかといえばとれていない | 4. 調和がとれていない |

★問14 あなたが、平日に家事・子育て・介護に携わる平均的な時間はどのくらいですか。
※働いている方で、平日休みのお仕事をされている方は、仕事がある日の状況について
ご回答ください。(あてはまるもの1つに○)

- | | |
|----------------|--------------|
| 1. まったく関わっていない | 2. 30分未満 |
| 3. 30分～1時間未満 | 4. 1時間～3時間未満 |
| 5. 3時間～5時間未満 | 6. 5時間以上 |

○問15 あなたは、家庭で、家事について家族で協力していますか。(あてはまるもの1つに○)

- | | |
|-------|--------|
| 1. はい | 2. いいえ |
|-------|--------|

問 16、17 は結婚している方（事実婚・パートナーを含む）にお聞きします。

○問16 食事のしたくについて、どのように分担していますか。（あてはまるもの1つに○）

- | | |
|-------------|----------------------|
| 1. 主に夫 | 2. 主に妻 |
| 3. 協力し合っている | 4. その他（他の家族などがやっている） |

○問17 食事の後かたづけ・食器洗いについて、どのように分担していますか。
（あてはまるもの1つに○）

- | | |
|-------------|----------------------|
| 1. 主に夫 | 2. 主に妻 |
| 3. 協力し合っている | 4. その他（他の家族などがやっている） |

問 18 は小学生までのお子さんがいる方にお聞きします。

○問18 あなたの家庭では、育児をどなたがされていますか。（あてはまるもの1つに○）

- | | |
|-------------|----------------------|
| 1. 主に夫 | 2. 主に妻 |
| 3. 協力し合っている | 4. その他（他の家族などがやっている） |

●問19 あなたは、本市に多様な保育ニーズに対応できる場所があると思いますか。
（あてはまるもの1つに○）

- | | |
|-------------------|-----------------|
| 1. そう思う | 2. どちらかといえばそう思う |
| 3. どちらかといえばそう思わない | 4. そう思わない |

○問20 あなたは、本市で高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせると思いますか。
（あてはまるもの1つに○）

- | | |
|-------------------|-----------------|
| 1. そう思う | 2. どちらかといえばそう思う |
| 3. どちらかといえばそう思わない | 4. そう思わない |

○問21 あなたは、高齢者が安心して暮らせるために必要なこと、または、安心して暮らせるようになるために必要なことについて、どう思いますか。（あてはまるものすべてに○）

- | |
|--|
| 1. 支え合いや、助け合いの環境がある |
| 2. 介護予防事業などの保健サービスが充実している |
| 3. ひとり暮らし高齢者や要介護者などに対する福祉・介護サービスが充実している |
| 4. 相談できる環境がある |
| 5. 日頃から出かけられる居場所がある |
| 6. 活動できる場がある |
| 7. その他（ ） |

3 東海市の「男女共同参画に関連する事項」について、 おうかがいします。

問 22～24 は自己都合で退職された方にお聞きします。

※何度か退職された場合は、最も新しいことについてお答えください。

○問22 あなたがその仕事をやめた理由は何ですか。(あてはまるもの1つに○)

- | | |
|----------------|-------------------|
| 1. 結婚 | 2. 妊娠・出産・子育て |
| 3. 自分の病気やけが | 4. 家族の介護や看護 |
| 5. 夫(妻)の転勤 | 6. 自分の収入が必要でなくなった |
| 7. 転職 | 8. 雇用条件に不満があった |
| 9. 職場でセクハラがあった | 10. 職場に居づらくなった |
| 11. その他() | |

○問23 あなたが退職したのは、今から何年前ですか。(あてはまるもの1つに○)

- | | | | |
|---------|---------|----------|---------|
| 1. 2年以内 | 2. 5年以内 | 3. 10年以内 | 4. 10年超 |
|---------|---------|----------|---------|

○問24 その退職は、ご自身が納得して選択した退職でしたか。(あてはまるもの1つに○)

- | | |
|------------------|----------------------------|
| 1. 自分で希望して退職を選んだ | 2. 勤務を継続できない理由が生じ、仕方なく退職した |
| 3. 雇用主から退職を促された | 4. 家族から退職を勧められた |
| 5. その他() | |

○問25 あなたは、コミュニティや町内会・自治会などの地域行事や活動、または市民活動に参加していますか。(あてはまるもの1つに○)

- | | |
|-------|--------|
| 1. はい | 2. いいえ |
|-------|--------|

★問26 あなたは、LGBTQ+という言葉をご存知ですか。(あてはまるもの1つに○)

- | | |
|-------------|----------------------|
| 1. 内容を知っている | 2. 言葉は知っているが、内容は知らない |
| 3. 知らない | |

★問27 本市では「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」を令和6年度(2024年度)に導入しています。あなたはこの制度をご存知ですか。(あてはまるもの1つに○)

- | | |
|-------------|----------------------|
| 1. 内容を知っている | 2. 名称は知っているが、内容は知らない |
| 3. 知らない | |

○問28 あなたは、DV(ドメスティック・バイオレンス)に関する相談窓口をご存知ですか。(あてはまるもの1つに○)

- | | |
|-------|--------|
| 1. はい | 2. いいえ |
|-------|--------|

※「DV(ドメスティック・バイオレンス)」とは、性別等に関係なく、配偶者からの身体的・心理的暴力のことです。例えば、殴られるなどの身体的暴力、性的行為の強要、ののしられるなどの精神的暴力などがあります。配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、離婚しても引き続き受ける身体に対する暴力等も含まれます。

★問29 あなたは、DVに関して、経験したり、見聞きしたりしたことがありますか。
(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|------------------------------|--------------------|
| 1. 何らかの暴力をしたことがある | 2. 何らかの暴力を受けたことがある |
| 3. 身近な人から相談を受けたことがある | 4. DVの現場を見たことがある |
| 5. テレビや新聞で社会問題になっていることを知っている | |
| 6. DVが人権侵害であることを知っている | |
| 7. その他 () | |

問29で「2. 何らかの暴力を受けたことがある」と回答した方にお聞きします。

★問30 あなたは、どこかに相談しましたか。(あてはまるもの1つに○)

- | | |
|--------------|-----------------|
| 1. 親や親戚などの身内 | 2. 友人、知人 |
| 3. 市役所の窓口 | 4. 警察 |
| 5. 法務局 | 6. 弁護士 |
| 7. 医師 | 8. 女性相談所・女性相談員 |
| 9. その他 () | 10. だれにも相談しなかった |

問30で「10. だれにも相談しなかった」と回答した方にお聞きします。

問31 だれにも相談しなかった理由は何ですか。(あてはまるものすべてに○)

- | |
|-----------------------------|
| 1. どこ(だれ)に相談してよいのかわからなかったから |
| 2. 恥ずかしくてだれにも言えなかったから |
| 3. 相談してもムダだと思ったから |
| 4. 相談したことがわかると、仕返しされと思ったから |
| 5. 自分さえ我慢すればいいと思ったから |
| 6. 世間体が悪いから |
| 7. 他人を巻き込みたくなかったから |
| 8. そのことについて思い出したくなかったから |
| 9. 自分にも悪いところがあると思ったから |
| 10. 相談するほどのことではないと思ったから |
| 11. その他 () |

★問32 あなたは、本市の「女性問題相談窓口」をご存知ですか。(あてはまるもの1つに○)

- | | |
|-------|--------|
| 1. はい | 2. いいえ |
|-------|--------|

※「女性問題相談窓口」とは、DVなど女性が日常生活の中で直面するさまざまな悩みや問題の解決を図るための相談窓口です。女性相談員(フェミニストカウンセラー)を配置しています。

●問33 あなたは、年に1回は健康診断(がん検診のみの場合は除く)を受けていますか。
(あてはまるもの1つに○)

- | | |
|-------|--------|
| 1. はい | 2. いいえ |
|-------|--------|

★問34 あなたは、この2年間にがん検診を受診しましたか。(あてはまるもの1つに○)

1. はい 2. いいえ

問 34 で「1. はい」と回答した方にお聞きします。

★問35 あなたの受診した検診内容はどれにあたりますか。(あてはまるものすべてに○)

1. 胃がん検診
2. 大腸がん検診
3. 肺がん検診
4. 前立腺がん検診
5. 乳がん検診
6. 子宮がん検診
7. その他（ ）

問36 仕事、家庭生活、個人の活動の調和（ワーク・ライフ・バランス）男女共同参画社会についてのご意見やご要望などがございましたら、ご記入ください。

[illegible]

☑ 参考 LGBTQ+とは

「LGBTQ+」とは、性別違和（「体の性」と「心の性」が一致しない状態）のある人や、恋愛感情などの性的な意識が同性や両性に向かう人（同性愛、両性愛）、身体的な性別が不明瞭な人などのことを言います。「LGBTQ+」は、Lesbian（レズビアン、女性同性愛者）、Gay（ゲイ、男性同性愛者）、Bisexual（バイセクシャル、両性愛者）、Transgender（トランスジェンダー、性的違和感を持つ方）、Queer（クエア）や Questioning（クエスチョニング）の頭文字から構成されています。幅広いセクシュアリティ（性のあり方）を総称する言葉であり、+（プラス）は「LGBTQ」以外の多様な性の在り方を包括する意味を指しています。

ご協力ありがとうございました。

3月21日(金)までに同封の封筒で郵便ポストに投函してください。

男女共同参画に関する事業所アンケート

ご協力のお願い

皆さまには、日頃から市政に対し、ご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

東海市では、「男女共同参画基本計画」を策定し、「個性を認め合い いきいきと活躍できるまち」の実現に向け、より効果の高い施策や事業の展開をめざしています。そこで、市内の事業所（従事者 30 人以上）の皆さまにアンケートをお願いし、東海市のまちづくりに生かすための資料とさせていただきます。また、このアンケートは、毎年実施していくことを予定しています。

大変ご多忙とは存じますが、アンケートの趣旨をご理解いただきまして、ご協力くださいますようお願いいたします。

令和7年（2025年）3月 東海市長 花 田 勝 重

お 願 い

○調査に当たっては、総務・人事担当の方でご回答をお願いします。

○1つの事業者で市内に複数の事業所があり、市内事業所の合計従業員数が30人以上の事業所には、代表と思われる事業所へ送付しています。回答につきましては、お手数おかけいたしますが、市内事業所全体の状況・考え方等により御回答ください。

○お答えいただいた内容は、すべて統計的に処理しますので、個々のご回答やプライバシーにかかわる内容が公表されることは一切ありません。率直なご回答をお寄せください。

○男女共同参画に関する用語の説明を裏面に掲載してありますので、ご回答の際に参照してください。

○ご記入いただいた調査票は、お手数ですが、返信用封筒に入れ、3月21日（金）までにご返送ください。＜切手は不要です＞

○インターネットでご回答いただくことも可能です。
2次元バーコードからWebサイトにアクセスし、ご回答ください。
＜インターネットでご回答いただいた方は、調査票の返送は不要です＞
URL：

QR
コード

○このアンケートについてのお問い合わせは、下記までお願いいたします。

問い合わせ先：東海市 総務部 市民協働課 市民活動推進・多文化共生係
電話【代表】 052（603）2211／0562（33）1111（内線 153）
電話【直通】 052（613）7525／0562（38）6136

用 語 の 説 明

用 語	説 明
男女共同参画社会	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。
ポジティブ・アクション (積極的改善措置)	社会のあらゆる分野において、男女間の格差を改善するための必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること。審議会等委員への女性の登用のための目標の設定や、女性公務員の採用・登用の促進等が実施されています。
次世代育成支援対策法に基づく一般事業主行動計画	企業が従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない従業員も含めた多様な労働条件の整備などに取り組むに当たって、計画期間、目標、目標達成のための対策及びその実施時期を定めるもの。従業員 101 人以上の企業には、行動計画の策定・届出、公表・周知が義務付けられている。
ワーク・ライフ・バランス	一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。
セクシュアル・ハラスメント (セクハラ)	日本語では性的嫌がらせという。相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、多くの人の目に触れる場所へのわいせつな写真の掲示など様々な態様のものが含まれる。
LGBTQ+ ※トランスジェンダー (性的違和感を持つ方)の説明を含む。	性別違和(「体の性」と「心の性」が一致しない状態)のある人や、恋愛感情などの性的な意識が同性や両性に向かう人(同性愛、両性愛)、身体的な性別が不明瞭な人などのことを言います。 「LGBTQ+」は、Lesbian(レズビアン、女性同性愛者)、Gay(ゲイ、男性同性愛者)、Bisexual(バイセクシャル、両性愛者)、Transgender(トランスジェンダー、性的違和感を持つ方)、Queer(クイア)やQuestioning(クエスチョニング)の頭文字から構成されています。幅広いセクシュアリティ(性のあり方)を総称する言葉であり、+(プラス)は「LGBTQ」以外の多様な性の在り方を包括する意味を指しています。

内閣府ホームページ・厚生労働省ホームページより抜粋・編集

1 貴事業所について、お聞きします

※東海市外にも支店等がある場合は、東海市内の支店等についてお答えください。

問1 業種（あてはまるもの1つに○）

1. 農業、林業、漁業	2. 鉱業、採石業、砂利採取業
3. 建設業	4. 製造業
5. 電気・ガス・熱供給・水道業	6. 情報通信業
7. 運輸業、郵便業	8. 卸売業、小売業
9. 金融業、保険業	10. 不動産業、物品賃貸業
11. 学術研究、専門・技術サービス業	12. 宿泊業、飲食サービス業
13. 生活関連サービス業、娯楽業	14. 教育、学習支援業
15. 医療、福祉	16. 複合サービス事業
17. サービス業（他に分類されないもの）	18. 公務（他に分類されるものを除く）
19. 分類不能の産業（ ）	

★問2 貴事業者は東海商工会議所の会員ですか。(あてはまるもの1つに○)

1. 会員である	2. 会員ではない
----------	-----------

※ 本設問は、市内事業所としてのみではなく、市外事業所を含む貴事業者全体の状況を記載してください。

問3 従業員数 【表にご記入ください。】

	男 性	女 性	計
正 社 員	人	人	人
その他の社員	人	人	人
計	人	人	人

※ 1つの事業者で市内に複数の事業所がある場合は、市内事業所全体の従業員数を記載してください。

問4 管理職員数 【表にご記入ください。】

	男 性	女 性	計
管 理 職	人	人	人

※ 管理職…事業所で管理・監督に携わる者（課長職相当以上の者）

※ 1つの事業者で市内に複数の事業所がある場合は、市内事業所全体の管理職員数を記載してください。

2 男女共同参画に関する取り組みについて、お聞きします

○問5 男女共同参画に関する取り組みをしていますか。(あてはまるもの1つに○)

1. はい ⇒問6へ

2. いいえ

問5で「1. はい」と回答した事業者にお聞きします。

○問6 男女共同参画に関して、具体的にどのようなことに取り組んでいますか。
(あてはまるものすべてに○)

1. 法を上回る基準の育児休業制度を規定している

2. 法を上回る基準の介護休業制度を規定している

3. 仕事と家庭のバランスに配慮した柔軟な働き方ができる制度や施設を整備している

例：育児・介護のための短時間勤務制度、事業所内託児施設等

→制度の内容をご記入ください。

()

4. セクシュアル・ハラスメント等についての講習会等を実施している

→事業の内容をご記入ください。

()

5. その他

→具体的にご記入ください。

()

今後の資料作成等の参考にさせていただくため、差し支えなければ、貴事業所名等をご記入ください。アンケートのご回答について、市からご連絡させていただく可能性がございます。

事業所名

記入者の部署名

記入者氏名

電話番号

()

メールアドレス

ご協力ありがとうございました。

お手数ですが、3月21日(金)までに、同封の封筒で郵便ポストに投函してください。

東海市男女共同参画プランにおける 児童生徒アンケート

東海市では、「個性を認め合い いきいきと活躍できるまち」の実現に向けて、「東海市男女共同参画プラン」を進めています。

このアンケートは、東海市男女共同参画プランを進めていくうえで、市内の学校に通うみなさんが男女平等についてどのように考えているか聞かせていただくものです。

このアンケートの目的をご理解いただきまして、ぜひともご協力くださいますようお願いいたします。

令和7年（2025年）2月 東海市長 花 田 勝 重

お 願 い

○回答は、QRコードを読み込むか、下記URLよりお願いいたします。

（URL・・・）

○みなさんのアンケートの答えやプライバシーにかかわる内容が、公表されることは一切ありません。素直な回答を記入してください。

○このアンケートについてのお問い合わせは、下記までお願いいたします。

問い合わせ先：東海市 総務部 市民協働課 市民活動推進・多文化共生係

電話【代表】 052（603）2211／0562（33）1111（内線153）

電話【直通】 052（613）7525／0562（38）6136

QRコード

男女共同参画とは？

みんなが相手のことを大切に考え、相手が自分と違うということをお互いに理解し合うことで、性別に関係なく、いろいろな場面で活躍できることをいいます。

問1 あなたの通っている小学校・中学校を選択してください。(あてはまるもの1つに○)

- | | | |
|------------|------------|-------------|
| 1. 緑陽小学校 | 2. 名和小学校 | 3. 渡内小学校 |
| 4. 平洲小学校 | 5. 明倫小学校 | 6. 富木島小学校 |
| 7. 船島小学校 | 8. 大田小学校 | 9. 横須賀小学校 |
| 10. 加木屋小学校 | 11. 三ツ池小学校 | 12. 加木屋南小学校 |
| 13. 名和中学校 | 14. 上野中学校 | 15. 平洲中学校 |
| 16. 富木島中学校 | 17. 横須賀中学校 | 18. 加木屋中学校 |

★問2 あなたは、「男は外で働き、女は家庭を守るべき」という考え方について、どう思いますか。(あてはまるもの1つに○)

- | | |
|-------------------|---------------|
| 1. 思う | 2. どちらかといえば思う |
| 3. どちらかといえばそう思わない | 4. 思わない |

○問3 あなたは、将来結婚したら家事について夫婦で協力しようと思いますか。(あてはまるもの1つに○)

- | | |
|-------------------|---------------|
| 1. 思う | 2. どちらかといえば思う |
| 3. どちらかといえばそう思わない | 4. 思わない |

★問4 あなたは、^{エルジービーティーキュープラス} L G B T Q + という言葉を知っていますか。(あてはまるもの1つに○)

- | | |
|-------------|----------------------|
| 1. 内容を知っている | 2. 言葉は知っているが、内容は知らない |
| 3. 知らない | |

L G B T Q + とは？

「L G B T Q +」とは、性別違和（「体の性」と「心の性」が一致しない状態）のある人や、恋愛感情などの性的な意識が同性や両性に向かう人（同性愛、両性愛）、身体的な性別が不明瞭な人などのことをいいます。

- ◇ **Lesbian**（レズビアン、女性を愛する女性）
- ◇ **Gay**（ゲイ、男性を愛する男性）
- ◇ **Bisexual**（バイセクシャル、女性または男性、あるいはその他二つ以上の性に惹かれる人）
- ◇ **Transgender**（トランスジェンダー、からだの性と心の性が異なる人）
- ◇ **Queer・Questioning**（クイア・クエスチョニング、自分の性的指向や性自認が決まっていない人や決めていない人）

の頭文字を取って表した言葉です。+（プラス）は、「L G B T Q」以外の多様な性のあり方を含むことを意味しています。

これで終わりです。ご協力ありがとうございました。